

行財政システム

(II)

JICA LIBRARY



J 1158714 [4]



国際協力事業団

ボリヴィア事務所

2000年3月

BVO
J R

JICA
702
43
BVO
BRARY

行財政システム

(Ⅱ)

国際協力事業団

ラパス事務所

2000年 3月



1158714 {4}

- 目 次 -

第4部： 財政システム

	ページ
I 税 制	2
I-1 付加価値税：IVA	2
I-2 付加価値補足税：RC-IVA	4
I-3 法人事業税：IUE	6
I-3-1 会社余剰利益税	8
I-4 不動産・車両所有税：IPB	9
I-4-1 不動産所有税	9
I-4-2 車両所有税	11
I-5 取引税：IT	12
I-6 不動産・車両取引市役所税：IMT	14
I-7 特別消費税：ICE	14
I-8 石油製品特別税：IEHD	17
I-9 無償相続税：TGB	18
I-10 空路出国税：ISAE	19
I-11 簡略税制：RTS	20
I-12 個人輸送業統一税制：STI	21
I-13 農牧業統一税制：RAU	22
I-14 石油・天然ガス部門の租借料、還元税や国内税	24
I-14-1 石油輸送・精製・工業化／ガスパイプライン輸送	25
I-14-2 石油探掘権租借料	26
I-14-3 石油還元税	26
I-14-4 石油公社（YPFB）	27
I-14-5 石油公社と下請契約／共同運営契約を結んでいる企業	28
I-15 鉱山部門の租借料と国内税	29
I-15-1 鉱山租借料	30
I-15-2 ICM:鉱業補足税	30
I-16 森林利用租借料	33
I-17 確定関税：GAC	34
I-18 その他の公定料金や許可料金	36

II	税金や料金の徴収方法とその配分	36
II-1	税金や料金の徴収方法	36
II-2	税金や料金の配分	38
III	中央政府、県庁、地方自治体政府の財務資金の構成	40
IV	予算制度	43
IV-1	2000年度予算案作成基準書	44
IV-1-1	一般規定	44
IV-1-2	収入予算	45
IV-1-3	支出予算	46
IV-1-3-1	人件費予算	47
IV-1-3-2	資産・サービス費予算	50
IV-1-3-3	資本支出予算	51
IV-1-3-4	公共債務予算	53
IV-1-3-5	振替え予算	53
IV-1-4	予算案の提出と添付基本書類	54
V	予算案の作成から国会承認までの流れ	54
VI	1998年度の予算	55
VI-1	予算法第1826号	56
VI-2	補正予算法第1908号	60
VII	1999年度の予算	61
VII-1	予算法第1928号	61
VII-1-1	予算の承認と適用範囲	61
VII-1-2	予算の実施	62
VII-1-3	人件費予算	64
VII-1-4	公共債務に関する予算	65
VII-1-5	その他の規定	66
VII-2	補正予算法第2016号	66
VIII	2000年度予算	68
IX	国際融資	69

第5部：公務員規約制度（案）

I	背景	73
II	目的	74

	ページ
Ⅲ 公務員規約法第2027号	76
序 章：原 則	76
第Ⅰ章：一般規定	76
第Ⅱ章：公共使用人（公務員）	77
第Ⅲ章：キャリア行政職	82
第Ⅳ章：労働制度	87
第Ⅴ章：財産と所得の宣誓申告	89
第Ⅵ章：人事管理システム／市民奉公監督局	90
第Ⅶ章：暫定措置及び最終措置	93
Ⅳ 公務員規約法細則	95
Ⅴ 公務員規約法発布後の反応	96
Ⅴ-1 反対意見	96
Ⅴ-2 政府の持論	99
Ⅴ-3 政府と大学の対立	100
Ⅴ-4 対立意見のサマリー	102
Ⅴ-5 現 状	106

第6部：行財政の現状

Ⅰ 国家社会経済開発総合計画／国家活動計画 1997 - 2002	107
Ⅰ-1 機会 (Oportunidad)	107
Ⅰ-2 平等 (Equidad)	108
Ⅰ-3 制度化 (Institucionalidad)	108
Ⅰ-4 尊厳 (Dignidad)	109
Ⅱ マモレ川宣言	109
Ⅱ-1 機会 (Oportunidad)	110
Ⅱ-2 平等 (Equidad)	110
Ⅱ-3 尊厳 (Dignidad)	111
Ⅱ-4 制度化と司法 (Institucionalidad y Justicia)	112
Ⅲ 行財政の現状	112
Ⅲ-1 政党政治	112
Ⅲ-2 行政機構	114

	ページ
Ⅲ-3 汚職問題と制度改革	116
Ⅲ-4 4テーマの状況	119
Ⅳ 財 政	121
Ⅳ-1 序 文	122
Ⅳ-2 プログラムを通じた1999年度の成果	123
Ⅳ-3 2000年度経済プログラム	124
Ⅳ-3-1 財政政策	125
Ⅳ-3-2 通貨・融資・為替政策	127
Ⅳ-3-3 貧困の軽減と構造改革	127
Ⅳ-3-4 外国部門	130
Ⅴ 税制の一部改定	133
Ⅴ-1 特別消費税 (ICE)	133
Ⅴ-2 空路出国税 (ISAE)	134
Ⅴ-3 石油製品特別税 (IEHD)	135
Ⅴ-4 税制の改定に伴う反応	135
Ⅵ 関税局	136
Ⅶ 国税局	138
Ⅷ コメント	138
Ⅸ 技術協力の可能性	141

参考資料

	ページ
参考資料－Ⅰ 1998年度予算	I-1 - I-17
参考資料－Ⅱ 1998年度補正予算案	II-18 - II-22
参考資料－Ⅲ 1998年度公共投資実績	III-23 - III-24
参考資料－Ⅳ 1999年度予算	VI-25 - VI-41
参考資料－Ⅴ 1999年度補正予算	V-42 - V-55
参考資料－Ⅵ 1999年に実施中の外国借款協定	VI-56 - VI-70
参考資料－Ⅶ 2000年度予算案	VII-71 - VII-75
参考資料－Ⅷ 財政状態の推移に関する報道	VIII-76 - VIII-107

参考文献

1A-108 - 1A-114

財政システム

.

第4部：財政システム

1995年 2月 6日付け法令第1615号で発布された国家憲法の第IV章“収入と予算”は、財政システムの基本として、下記を規定している。

国の収入は、国庫（中央政府）収入、県収入及び地方自治体収入に分類され、これらの収入は、各自の予算計画に従い、且つ国の社会経済総合プランに合わせて、各自の財務局（国庫、県庁財務局、自治体政府財務局）が、夫々独自に投資する。

国庫収入、県収入及び地方自治体収入は、法律で夫々分類される。ここに述べる収入とは、各種の税収、租借料、貢金やその他の料金と理解される。

国庫の管下の部署で徴収された県庁、自治体政府、司法権や大学向けの夫々の資金は、国庫で集中的に保管される性格のものではない。行政権は、全ての公共部門が作成し、提出しなければならない予算案に関する基準を定める。

行政権は、国会年度の30回目の定例国会が開催される前に、全国（国家）や各県の予算法案を立法権に提出する。立法権は、予算法案を受理したならば、60日以内に、国会で審議しなければならない。この期限が切れても法案が承認されない場合、その法案は、法律の効力を持つことになる。

公害や国内の動乱に対応する資金の枯渇、又は麻痺したら多大な損害を及ぼすであろうサービス業務を維持するための資金の枯渇などより生じる、延期不可能な必要性に対応する場合のみ、共和国大統領は、閣僚会議の合意を得た上で、予算法では承認されていない特別支出を発令することができる。この目的に仕向けられる支出は、国会で承認された国家予算の全支出額の 1% を超えてはならない。この規定に違反する支出を認めた大臣や公務員は、払い戻しの連帯責任者をなすと共に、公共資金の横領や流用の犯罪の責任を問われる。

国の支出を意味する全ての法案には、同時に、その支出金の調達や投資の方法を示さなければならない。公共債務の返済は、国が保証する。法律に従って国が取り付けた約束は、不可侵である。

各会計年度の一般収支勘定書は、次年度の国会第一回定例会議に際して、大蔵大臣から提出される。自治機関や独立機関も、収支勘定報告書を国家に毎年提出する

が、その収支勘定報告書には、共和国会計検査院の監査報告書を添付しなければならない。

県庁と自治体政府は、他の県や地方自治体の利益を損ねる保護システムや禁制システムを設ける、県内住民のみに被益する条例を発令する、又は、他の県や行政区のポリヴィア国民を排斥する条例を発令するなどの行為を行うことはできない。

特定の法律で明確に設営されていない小税関、保税所や全ての性格の通行料金徴収所のいずれも、国内に存在してはならない。

上記を序文にかえ、且つ財政面の一般的な基準は、第3部の管理システムを参照頂くとして、国の税制や予算制度などの概要を、以下に述べる。

I 税 制

I-1 IMPUESTO AL VALOR AGREGADO (IVA: 付加価値税)

1986年 5月20日発布の法令第 843号で制定されたImpuesto al Valor Agregado(IVA : 付加価値税)の税率は、一律 13%であり、下記の行為に対して課される。

- ① 物資（動産）の販売
- ② 動産や不動産の直接賃貸や又貸し
- ③ 工事も含めた一般的なサービス業務
- ④ 物資の最終的な輸入
- ⑤ 動産の金融リース

販売には、動産や物資の所有権を有償で移転する行為、即ち、売買、交換、現金取引、収用、会社の解散に伴う資産の分割譲渡などが含まれる。 工事や一般的なサービス業務に供する動産の場合は、その動産の売買、及び動産が業務から外されて、最終的に個人の私用や消費に回される場合も、販売と見なされる。

金融機関が与える融資や預金などの金融業務で発生する利子は、本課税の対象にはならないが、金融機関が行う口銭、謝礼金や報酬を伴った他の全てのサービス業務

は、本課税の対象になる。株券、投下資本、有価証券や信用証券の売買業務は、本課税の対象にはならないし、企業の再編成や資本負担に因る会社の売却や名義変更も本課税の対象にはならないが、この場合、前の会社に債権や黒字がある場合は、後継の会社に移転される。

下記の業務に携わる者は、付加価値税の課税対象になる。

- a) 動産（物資）の販売に、日常的に従事する者（商店などの販売業者）
- b) 自己名義ではあるが、第三者の勘定で、動産の販売を行う者（販売代理業者）
- c) 自己名義で、動産（物資）を最終的に輸入する者（輸入業者）
- d) 工事、及び一般的なサービス業務を提供する者（工事・サービス業者）
- e) 動産や不動産を賃貸する者（動産・不動産賃貸業者）
- f) 動産を伴った資金契約業務を行う者（リース業者）

納税の義務は、下記の時点で発生する。

- 1) 動産（物資）の販売の場合は、それが現金取引やクレジット販売の如何に関わらず、動産を引渡す時点、又はその支配権が購入者に移った時点。動産の販売は、領収書又はそれに相当する書類で、裏付けされていなければならない。販売価格が Bs. 5. 00以下の場合は、各事例ごとに領収書を切る必要はないが、販売価格を各事例ごとに記録して控え、閉店時に、一括して領収書を切らなければならない。
- 2) 工事やサービス業務を提供する場合は、工事やサービス業務の提供を終える、又は、業務提供価格の部分支払い又は一括支払いの何れかが先に行われた時点。建設工事の場合は、工事の進捗に合わせた支払い勘定書にもとづいた部分支払いの時点。如何なる場合も、領収書やそれに相当する書類で裏付けされていなければならない。
- 3) 工事やサービス業務に供する動産の場合は、その動産が売買された時点、及びその動産が業務から外されて、最終的に個人的な使用や消費に回された時点。
- 4) 最終的な輸入の場合は、緊急通関処置も含めた通関時。
- 5) 動産や不動産の賃貸の場合は、予定された支払日。
- 6) 動産の金融リースの場合は、分割支払日、及び購入のオプション付きの場合は購入が決定され、最終残額が支払われた時点。

下記は、付加価値税を免がれている。

- 1) 輸出物資。
- 2) 当国に赴任している外交官、又は、現行法規類、国際協定や二国間相互協定に従って、外交官と同じ資格を持つ者、及び、外交施設や、外交施設と同じ資格を有する機関や組織が輸入する物品。
- 3) 旅行者が、関税規定に従って、善意で持ち込む 1,000ドルまでの携帯品。

納税時期は、輸入や 1,000ドル以上の携帯品の入国の場合は、通関時であり、その他は、毎月の 1 日から15日までに、前月分の納税額を納めなければならない。

I-2 REGIMEN COMPLEMENTARIO AL IMPUESTO AL VALOR AGREGADO

(RC-IVA : 付加価値補足税)

付加価値税制を補足するために、資本投資と労働、又はこの二つを組合わせた行為に従事する使用人や自然人の収入、及び分割不能相続人の収入に対する付加価値補足税 (RC- IVA)が、1986年 5月20日発布の法令第 843号で制定されており、支払い名目や条件が如何なるものであろうとも、下記の収入に対して課税される。

- 1) 会社所得税の課税対象になる都市不動産や農村不動産を除き、都市不動産や農村不動産の直接賃貸、又貸し、又は他の方法での開発による収入。
- 2) 会社所得税の課税対象になる動産、権利や開発物件を除き、動産、権利や開発物件の直接賃貸、又貸し、又はその他の方法での開発による収入。
- 3) 会社所得税の課税対象をなさない出資による利子や利益で得る収入、又は利子や利益を投資することで得る収入。 株式会社や合資会社の現金、物資又は株式配当金、会社所得税の課税対象になる個人会社や個人共同会社の利益配当金は、この制度には含まれていない。
- 4) 月給、サラリー、日当、追加給料、残業手当て、職級手当て、参加配当金、交付金、謝礼金、利益配当金、プレミアム、全ての類いのボーナス、口銭、住宅手当、住宅賃借手当て、出張手当てや交際費も含めた、通貨又は物品による代償金。 即ち、一般的な報酬、特別報酬、補足的な報酬、又は出来高払い報酬。
- 5) 株式会社や合資会社の役員や代表者の謝礼金、及びその他全ての類いの会社組織の共同経営者や個人会社のオーナーの給料。
- 6) 法人事業税の対象にはならない、その他の収入。

本課税の対象者の住居や住所が何処であろうとも、ポリヴィアで発生する収入の全てが、本課税の対象になる。 外国に派遣されているポリヴィアの外交官や公職員が国から受領する報酬、給料や手当金は、ポリヴィアが源泉であることより、本課税の対象になる。

当国に派遣されている外国政府の外交官や公職員が、報酬、給料や手当金の名目で受け取る所得は、本課税の対象にはならない。 同じく、国際機関、外国政府機関や外国公館で担当業務を遂行している外国籍の公職員や使用人の報酬、給料や手当金も、本課税の対象にはならない。

本課税の対象者は、使用人、自然人や分割不能相続人である。 税率は、付加価値税（IVA）と同じ13% であるが、付加価値税の税率が増える場合は、本課税の税率も同じ比率と方法で増やされる。

本課税の対象者が動産（物資）を購入する又は各種のサービス（例えば有料のスポーツや芸術的なイベントの観覧）を受けるために支払う価格には、前述した付加価値税 13%が含まれているが、その領収書を提出すると付加価値補足税 13%から付加価値税の支払い分が差引かれて行き、二重課税を避ける仕組みになっている。

上述した如く、本課税の対象者は、使用人、自然人や分割不能相続人であるが、使用人と自然人、及び分割不能相続人に対する課税システムは夫々異なるので、下記に、その概要を述べる。

①使 用 人

- a) 課税対象項目：給料、サラリー、日当、追加給料、残業手当、ボーナスなど。
- b) 課税対象者：公共部門と民間部門の全ての使用人。 税金の徴収は、源泉徴収制で行われる。
- c) 免税対象者又は免税項目：定年退職後の年金や養老年金の受給者、年末手当、退職金などの社会補償金、家族手当などの社会助成金。
- d) 税 率：合法的な差引きが行われた後の純収入に対する 13%。
- e) 納税期間：源泉徴収が行われた月の次の月の15日までに、毎月納税する。

②直接納税者（自然人や分割不能相続人）

- a) 課税対象項目：賃貸料、定期預金や普通口座などで得られる利子収入、会社役

員や労働組合幹事の謝礼金、外交機関・国際機関や外国政府機関が現地で雇用している職員の給料、公共部門が契約傭上する人員（コンサルタントなど）の収入。

- b) 課税対象者 : 上記の行為で収入を得ている全ての自然人又は分割不能相続人。
- c) 免税対象者 : 外国で発生した収入や配当金を受ける当国居住の外国人。
会社所得税の対象になる自然人又は分割不能相続人。
- d) 税 率 : 総収入の 13%。
- e) 納税期間 : 四半期。 3ヶ月後の次の月の 1日から20日までに納税する。

I-3 IMPUESTO SOBRE LAS UTILIDADES DE LAS EMPRESAS (IUE : 法人事業税)

年度末のバランスシートにもとづいた利益を対象にした法人事業税が、1994年12月22日発布の法令第1606号で制定されている。 株式会社、半官半民株式会社、合資会社、株式合資会社、協同組合、有限会社、共同出資会社、合弁会社、一時提携会社、個人会社、国内又は外国に本社がある支社、支店、代理店や常設の営業施設を含めた、全ての公営企業や民間企業が本課税の対象者を成す。

同じく、①鉱石や金属を抽出、生産、採掘、加工、精練又は流通販売するために、国内に設立されている企業、②石油やガスの試掘、開発、製油、工業化、輸送や流通販売に携わる企業、及び、③電力の発電、送電や配電に従事する企業も、本課税の対象者である。 尚、鉱山法第1297号に定める会社の所得税、石油法第1194号に定める会社の利益税、及び政令第8438号に定める電力会社の特別税は、夫々廃止された。

独立して、専門的な職業を営む弁護士、医者や仲介業者などの自営業者も、本課税の対象者である。 これらの内、バランスシートや簿記を強制的に付ける義務を持たない課税対象者は、年間総収入額、収入を発生させるための支出、及び収入源の全てを記入した納税申告書を、毎年の会計年度末に提出しなければならない。

下記は、法人事業税を免れている。

- a) 中央政府、県庁、自治体政府、公立大学、地方開発公社、及びこれらに所属する機関や組織の諸活動。 但し、商業法に含まれる活動は、課税の対象になる。

- b) 宗教、慈善、福祉、社会救済、教育、文化、科学、生態、芸術、文学、スポーツ、政治、専門職業人協会、労働組合、同業者組合などの団体の如く、合法的に認可され、且つ利益追及が目的ではない団体、財団や機関が得る所得。但し、これらの団体、財団や機関は、免税対象機関としての申請を国税局に行い、その認可を受けなければならない。更に、これらの団体、財団や機関の所得は、利益追及の活動に仕向たり、メンバーの間で配分してはならず、常に、その設立目的を達成するために投入しなければならないし、解散する場合の資産は、同じ目的を持つ団体や機関に移譲する、若しくは、公共機関に供与しなければならない。
- c) 国際協力機関や外国政府の公営機関などが、融資や援助などで得る利子。但し、その融資や援助の協定内容は、国会で批准されていなければならない。

法人事業税は、純利益に対して課税されるが、純利益とは、粗利益（収入マイナス販売コスト）から、収入源と収入を保つために、必要な経費を差引いたものと理解される。故に、監督機関、上級機関や規範機関に強制的に支払う分担金、社会補償準備金、国税や地方税、法定料金なども含めた全ての経費を粗利益から差引いたものを、純利益とすることができる。但し、オーナーや出資者の個人経費、個人課税額、家族扶養経費、付加価値補足税の源泉徴収が立証されていない社員の人件費、ロイヤルティー、利益追及が目的ではない団体や組織への寄付や援助を除く寄付金や無償援助資金、及び社内準備資金は、差引きの対象にはならない。尚、自営業者の純利益は、営業費や付加価値税を差引くと、粗収入の 50%と推定されることより、これを所得税の対象額とする。法人事業税は、会社の純利益に対して、25% の税率で課税される。

ポリヴィアが源泉の所得を外国居住の受益者に支払う場合、受益者の純利益は、支払額又は送金額の 50%相当に設定する。故に、この名目で、外国居住者に支払い又は送金を行う者は、送金額の 25%（推定純利益の 12.5%）を保留し、源泉徴収制で納税しなければならない。外国に本部があり、当国で部分的な商活動を行っている支店や駐在事務所などは、1.5% の推定所得税を納めなければならない。更に、部分的な商活動で得た収入を外国に送金する場合は、4% の税金が課される。上記の如く、法人事業税の課税対象者には 3 種類があるので、夫々の内容を、以下に要約する。

①会 社

- a) 課税対象項目：純利益（粗利益マイナス諸経費）
- b) 課税対象者：全ての公営企業、及び個人会社も含めた全ての民間会社。
- c) 免税対象者：中央政府、県庁、自治体政府、及び利益追及が目的ではない、合法的に認可された団体、財団や機関。
- d) 税 率：純利益の 25%。
- e) 納税期間：各会計年度毎切後 120日以内。

②自営業者

- a) 課税対象項目：総収入から付加価値税を差引いた後の 50%を純利益と推定して、これに課税する。
- b) 課税対象者：独立して、専門的な職業分野で自営業を営む自然人。公証人、民事登録官、仲買人、商業エージェント、ブローカーなども含まれる。
- c) 免税対象者：従属関係の下で、特定の又は専門的な職業を展開している者。
- d) 税率：推定純利益の 25%。
- e) 納税期間：各会計年度毎切後 120日以内。

③外国居住の受益者

- a) 課税対象項目：ボリヴィアが源泉の利益の外国送金。
- b) 課税対象者：利益を外国に送金する自然人又は法人、及び当国で商活動を部分的に行う外国籍の会社の支店や事務所。
- c) 税 率：ボリヴィアが源泉の利益の外国送金： 12.5%
ボリヴィアで部分的に行われる商活動に伴う外国送金： 1.5%
部分的商活動による利益の外国送金： 4%
- d) 納税期間：外国送金が行われた次の月の15日まで。

I-3-1 ALICUOTA ADICIONAL A LAS UTILIDADES EXTRAORDINARIAS POR ACTIVIDADES EXTRACTIVAS DE RECURSOS NATURALES NO RENOVABLES

（再生不可能自然資源で得る異例的な利益に対する追加所得税：会社余剰利益税）

再生不可能自然資源の抽出活動に直接由来する異例的な純利益に対しては、下記の項目を差引いた後で、25% の追加所得税を課す旨が、石油法や鉱山法で制定されている。

- a) 1991年会計年度から当国で行われている試掘、開発、採掘、利用、環境保護のための累計的な投資、及びこれらの活動に直接関係した投資につき、納税者の選択にもとづいて、年間最高 33%までの変動的な差引き比率。この差引きは、投資額の100%を回収するまで、毎年適用される。
- b) 申告年度内に、再生不能自然資源の各抽出活動より得た純利益の 45%。

石油・天然ガスを生産する企業が、その抽出活動より得る純利益は、各油田の油井口での生産高にもとづいて設定される。 鉱石や金属を生産する企業が、その抽出活動より得る純利益は、鉱業現場に於ける販売可能産物の生産額にもとづいて設定される。

差し引き額は、各抽出活動ごとに、年間最高 Bs. 2億 5,000万（ボリバーノス）を限界とするが、ドル換算レートとドル相場インフレ率の 50%を適用して、毎年改定される。この差し引きは、企業の純利益の計算の際に行われる差し引き額とは別である。

上記を纏めると、下記の通りとなる。

- a) 課税対象項目：再生不可能自然資源の抽出に由来する異例的な利益。
- b) 課税対象者：石油資源や鉱物資源の抽出を行う会社。
- c) 税率：企業の純利益から投資額の 33%と純利益の 45%を差引いた後の金額に対する 25%の税率。
- d) 納税期間：各会計年度初切後 120日。

I-4. IMPUESTO A LA PROPIEDAD DE BIENES INMUEBLES Y VEHICULOS AUTOMOTORES **(IPB : 不動産・車両所有税)**

1994年12月22日付け法令第1606号で制定された不動産・車両所有税は、自治体政府の独占的な管下にある。 国税局は、本課税の正しい適用を監督し、税金徴収プロセスを確保するために、このプロセスに介入できると共に、自治体政府を代理し、且つ自治体政府には無償で、この税金を徴収することもできる。

I-4-1. IMPUESTO A LA PROPIEDAD DE BIENES INMUEBLES (不動産所有税)

不動産所有税は、毎年課税される。 ①農地改革にもとづく地権の発行で得た農地、

②寄贈、確定、入札や購入を通じて取得した農地、及び③その他の方法で取得した農地を含めた、全ての不動産を所有する自然人や法人、又は④分割不能不動産の相続人が、本課税の対象者である。 共同的な使用に供されている不動産、又は分割不能の共有不動産を所有する共同体の構成員は、夫々が比例分担して、税金を納めなければならない。 下記は、本課税を免れている。

- a) 中央政府、県庁、自治体政府や公立機関が所有する不動産と国有地。 公営企業の不動産は、免除されない。
- b) 宗教、慈善、福祉、社会救済、教育、文化、科学、生態、芸術、文学、スポーツ、政治、専門職業人協会、労働組合、同業者組合などの如く、合法的に認可され、且つ利益追及が目的ではない団体、財団や機関が所有する商業や工業以外の活動に服している不動産。 この免除は、上記の団体や機関の設立定款により、収入や資産の全ては、利益を追及しない目的や活動に独占的に仕向けられており、如何る場合も、会員の間で直接又は間接的に配分されることはなく、且つ、解散される場合、その資産は、同じ目的や活動を持つ団体や公立の機関に譲渡される場合にみに適用される。 同じく、先住民部落、元農場主の地所、新部落、血縁共有地、行政共有地、テナ、ジャングル原住民族、共同体の部分成す共有地や分割不能地、及び農地改革法で設定された零細農民の小規模農地のように、商業的生産や工業的生産には仕向けられていない農村不動産も免除されている。 受益団体や機関は、免除の特典を受ける条件として、国税局から免税特別待遇の認可を受ける手続きを行わなければならない。
- c) 外国政府の外交公館や領事館が所有する不動産。
- d) チャコ戦争功労者とその未亡人が住居として所有し、彼等が死亡するまで定住家屋を成している不動産で、査定額が Bs. 200,000.00 以下のもの。

不動産所有税は、中央政府が発布する都市・農村地籍納税技術基準を、各地方自治体領域に適用して定める、下記の査定額にもとづくものとされている。

査定額	税 額	Bs. +%
Bs. 0 ~ Bs. 200,000	0 0.35	Bs. 0
Bs. 200,001 ~ Bs. 400,000	700 0.50	Bs. 200,000
Bs. 400,001 ~ Bs. 600,000	1,700 1.00	Bs. 400,000
Bs. 600,001 以上	3,700 1.50	Bs. 600,000

農牧業、林業、生物多様性の保存や保護、研究や生態観光などの活動に仕向けられた農村不動産の場合は、上記の税額の 50%が適用される。

I-4-2 IMPUESTO A LA PROPIEDAD DE VEHÍCULOS AUTOMOTORES (車両所有税)

車両所有税は、乗用車、小型トラック、ジープ、有蓋トラック、バイクなどの全ての種類やカテゴリーの自動車に所有する法人、自然人や分割不能相続人に対して、毎年課税されるが、下記は、本課税を免れている。

- a) 中央政府、県庁、自治体政府や公共機関が所有する自動車。 但し、公営企業の自動車は、免除されない。
- b) 外国政府の外交公館や領事館、国際機関、外国政府機関、外交公館や領事館に派遣されている外交官、及びこれらの機関や外国公館で委任された業務を遂行している外国籍の公職員。

課税査定価格は、中央政府が毎年設定するが、通関後の新車価格をベースにし、その後は、モデルや使用年数による減価償却に従って設定される。 毎年 20%の減価償却が認められているが、最低残存価値は新車価格の 16.8%であり、この価値は、自動車が交通に供されなくなり、廃車処分になるまで維持される。 課税は、下記表の査定価格に比例して適用される。

査定価格		税 額 Bs. + %		
Bs.	0 ~ Bs. 24,606	0	1.5	0
Bs.	24,607 ~ Bs. 73,817	492	2.0	Bs. 24,607
Bs.	73,818 ~ Bs. 146,634	1,722	3.0	Bs. 73,818
Bs.	147,635 ~ Bs. 295,268	4,306	4.0	Bs. 147,635
Bs.	295,269 以上	10,949	5.0	Bs. 295,269

当局者から営業許可を得て、市内又は長距離の旅客や貨物の公共輸送サービスに供されている自動車には、上記の税額の 50%が適用される。

前述の I-4-1項：不動産所有税、及び本項の車両所有税を要約すると、下記の通りとなる。

a) 課税対象者項目：不動産と自動車

b) 課税対象者：不動産や自動車の所有者

c) 免税対象者：

(不動産)：チャコ戦争功労者、及びその未亡人 (Bs. 200,000.- までの物件)。中央政府、県庁、自治体政府、及びその管下の公共機関。外国政府の外交公館や領事館。利益追及が目的ではない団体、財団や機関。農民、先住民や原住民の共有地。商工業的な生産には仕向けられていない小規模農地 (零細農地)。

(車両)：中央政府、県庁、自治体政府、及びその管下の公共機関。外国政府の外交公館や領事館、国際機関、外国政府機関、外交官、及び、これらの公館や機関に派遣されている外国籍の公職員。

d) 税率 (不動産)：固定税プラス比例税 (最低 0.35%、最高 1.50%)。

(車両)：固定税プラス比例税 (最低 1.50%、最高 5.0%)。

e) 納税期間：中央政府が毎年定める期間。

尚、1994年12月22日付け法令第1606号や1997年 5月 6日付け政令第 24602号などでは、エンジン付き船舶や航空機に対する税金が記載されていないが、その理由を大蔵省国内税務政策局に問い合わせた結果、これらはプラントなどと同じように、会社の資産と見なされ、本税制から外されたとのことである。

I-5 IMPUESTOS A LAS TRANSACCIONES (IT：取引税)

取引税 (IT) は、1986年 5月20日発布の法令第 843号で制定された。この法令に従うと、国内の自然人、法人、公営企業、民間企業、個人会社や自営業者などが行う商業、工業、職業、仕事、取引、資産の賃貸、工事、サービス業務やその他の業務は、それが利益追及の目的で有る無しに関わらず、且つ業務の行為者の身分や性格に関わらず、取引税の課税対象になる。更には、動産、不動産や権利の支配権を無償で譲渡する行為も、本課税の対象になる。企業の再編成や資本金を負担した結果より生じる売却や名義変更は、本課税の対象にはならない。

取引税は、各会計年度の取引業務で得た粗収入額をベースに設定される。物資や資産の売却、サービス業務より得た報酬、営業活動による報酬、貸付金で得た利子、

融資の返済期限内に得た利子、又は一般的な貸付け業務や融資業務より得た利子などの名目で、通貨や物品で受領する金額や物品価格の総額を、粗収入と理解する。バランスシートを作成し提出する義務を持たない納税者の粗収入は、その納税者が、会計年度内に営んだ業務より得た全収入と見なされ、それが課税対象査定額となる。無償譲渡の場合の課税対象査定額は、特別な規定で定められる。税率は、一括して 3% であるが、下記は、納税を免れている。

- a) 従属関係の下で、一定的又は変動的な報酬を受けて行った私的な作業。
- b) 公職の遂行。
- c) 輸出。輸出業者が、関税局の規定に従って行う、外国向けの商品販売活動が輸出と理解される。輸出に伴う輸送、荷扱い、沖仲作業、倉庫保管作業、及びその他類似の全ての作業は、免税の対象にはならない。
- d) 公営企業を除き、中央政府、県庁、自治体政府とその管下の部署、分権機関や分離機関が提供するサービス。
- e) 貯蓄、普通口座や定期預金の利子。
- f) 政府の教育計画に編入されている民間教育施設。
- g) 政府に認可されている外国の外交公館や国際機関が提供するサービス。
- h) 出版社、又は出版社の勘定で第三者が行う書籍、新聞、一般広報誌、定刊誌などの発刊プロセス、発刊や輸入。これら出版物の販売には該当しない宣伝などによる収入は、免税の対象にはならない。
- i) 証券取引所を介して行う如何に関わらず、株式、ベンチャーや有価証券の売買。
- j) 鉱石、金属、石油や天然ガスの国内に於ける売買。

上記の内容は、下記の如く整理することができる。

- a) 課税対象項目：利益追及の活動で有る無しに関わらず、商業、工業、専門職業、専門的な仕事、資産（動産、不動産）の賃貸、工事やサービス業務、資産（動産、不動産や権利）の無償譲渡。
- b) 課税対象者：上記のいずれかの行為を行う自然人や法人。
- c) 免税対象者：従属関係の下で行う個人的な作業。公職を遂行している者。輸出。中央政府、県庁、自治体政府、及びその管下の機関が提供するサービス。貯蓄、定期口座や普通口座の預金から得る利子。政府の教育計画に従って、教育を行う民間教育施設。新聞や書籍類の発刊と輸入。株式の売買。外国の外交公館

や国際機関が提供するサービス。 鉱石、金属、石油や天然ガスの国内に於ける売買。

- d) 税 率 : 取引額の3%。
- e) 納税期間 : 日常的な取引の場合は、取引が行われた次の月の 1日から15日まで。 その他は、課税対象行為が行われた日から10日以内。

I-6 IMPUESTO MUNICIPAL A LAS TRANSFERENCIAS DE INMUEBLES Y VEHICULOS AUTOMOTORES (INT:不動産・車両取引市役所税)

1994年12月20日付けの法令第1606号で制定された不動産・車両取引市役所税は、自治体政府の課税支配権であり、不動産や自動車の所有者が行う偶発的な取引に課され、商社、輸入業者や製造業者が、その営業目的の範囲で行う不動産や自動車の販売に課される取引税は、自治体政府の課税支配権ではない。 即ち、例えば自動車の場合、輸入業者がユーザーに販売する自動車（新車）は、本課税の対象にはならず、（中古車が）ユーザーからユーザーの手に移る場合に適用される。 この税金は、不動産や自動車が所在する域内の地方自治体政府に支払われる。 国税局は、本課税の正しい適用を監督し、税金徴収のプロセス効果を確保するために、そのプロセスに介入できると共に、自治体政府の勘定で、且つ自治体政府には無償で、税金を代理徴収することができる。

本税制の概要は、下記の通りである。

- a) 課税対象項目 : 不動産や自動車の偶発的な取引。
- b) 課税対象者 : 所有している不動産や自動車を、他者に譲渡する者。 自動車の場合は、2回目の譲渡から適用される。
- c) 免税対象者 : 輸入業者が行う自動車の販売。
- d) 税 率 : 取引額の3%。
- e) 納税期間 : 取引契約が行われてから10日以内。

I-7 IMPUESTOS A LOS CONSUMOS ESPECIFICOS (ICE:特別消費税)

1986年 5月20日発布の法令第 843号で制定され、2000年 1月18日付けの法令第2047号で改定された特別消費税(ICE) は、下記の物資の国内販売や最終的な輸入に対して、夫々、価格比率税又は固定税の方法で課される。

①価格比率で課税される物資：

物 資	税率 (%)
* 紙巻タバコ（ブラウン）	56
* 紙巻タバコ（ブラック）	56
* 葉巻タバコ、パイプタバコ	56

②計量単位当りに固定税が課される物資：

単位：Bs./Litre

製 品	税額
* 瓶詰清涼飲料水（天然水と天然果汁を除く）	0.33
* トウモロコシで作ったチーチャ	0.39
* 飲料アルコール	0.91
* ビール、ワイン、	2.00
* シンガニ	2.20
* その他蒸留酒、リコール	6.00
* その他醸造酒（炭酸ガス入り醸造酒を含む）	2.00

この固定税は、Bs. (ボリビア・ボソ) とドルの為替レートの変動に従って、毎年現行化される。 トウモロコシで作ったチーチャ酒に対する特別消費税 (ICE) は、自治体政府の管下あり、自治体政府が徴収する。

③自動車／バイク：

	課税対象基礎価格 (単位：US\$)	ガソリン車 (%)	ディーゼル車 (%)
自動車	0～10,000	21	24
	10,001～13,000	22	25
	13,001～16,000	23	26
	16,001～19,000	24	27
	19,001～22,000	25	28
	22,001～25,000	26	29
	25,001～28,000	27	30
	28,001～31,000	28	31
	31,001～35,000	29	32
	35,000以上	30	33
バイク	0～ 3,000	0	3
	3,001以上	21	24

小型トラック用、及び運転手を含めた最大乗員数15人までのマイクロバス用の車両で、運転席のキャビンとシャーシのみで輸入される車両には、18%の税率、運転手を含めた最大乗員数16人までのマイクロバスには、10%の税率が、夫々設定されている。資本財を成す大型のトラックやバスは、この課税対象にはならない。バイクには、二輪車、三輪車、四輪車のバイク、及びモーター・ナウティック（水上バイク）が含まれる。

国税局は、本課税の正しい適用を監督し、税金の確実な徴収が行われるように、その徴収プロセスに介入できると共に、地方自治体政府を代理し、且つ自治体政府には無償で、この税金を徴収することができる。

上述した物資の全ての性格の移譲を、販売と見なす。同じく、工場や国営倉庫から出荷される上記の物資、又は、工場や仕分け現場又は包装現場などで消費される物資も、課税対象である販売の一部を成すものと理解される。

下記が、本課税の対象者である。

a) 上述した物資の大口販売に携わっている製造業者、自然人や法人。

これらの最終製品を製造する全ての自然人や法人は、製造業者と理解される。物資が第三者の勘定で製造される場合、製造を委託する第三者が、本課税の対象者となる。この場合、課税の事実が発生する物資の製造段階で支払われた税金は、製造を委託した第三者が納める特別消費税の一部（税金の一部前払い）として、勘定することができる。

b) 上述した物資を、自己の名義で最終的に輸入する自然人や法人。

課税対象物資の流通や販売に歪みが生じ、物資の販売の或る段階に介入する者に、課税対象を広げることが望ましい場合、中央政府は、上述した者以外を課税対象者に組み入れることができる。

外国政府の外交公館と外交官、国際機関とその外国籍公職員、及び一般の移住入国者や旅行者に対して、関税が免除されている場合、彼等が持ち込む物資は、本課税の対象にはならない。上述した物資の小売業者は、本課税を免れている。更に、輸出品は、本課税の対象にはならない。上記の物資を輸出する目的で購入した場合、その物資に支払った特別消費税は、輸出後に輸出業者に返金される。

上記をまとめると、以下の通りとなる。

- a) 課税対象項目：①タバコ類、②炭酸ガス入り清涼飲料水、アルコール（酒）類、
チーチャ酒、③資本財をなさない自動車類。
- b) 課税対象者：上記の物資の大口販売を行う製造業者、自然人又は法人。
物資を、自己の名義で輸入する自然人又は法人。
- c) 免税対象者：外国公館と外交官、国際機関とその外国籍公職員、移住入国者
や旅行者（関税が免除されている場合）、小売業者、輸出業者。
- d) 税率：①タバコ類 56%、②炭酸ガス入り清涼飲料水、アルコール（酒）
類とチーチャ酒は、リッター当りの固定税、③自動車21～33%
（バイク 0～24%）。
- e) 納税期間：国内販売の場合は、販売が行われた月の次の月の10日まで。
輸入の場合は、通関時。

I-8 IMPUESTO ESPECIAL A LOS HIDROCARBUROS Y SUS DERIVADOS

(IEHD: 石油製品特別税)

1994年12月22日発布の法令第1606号で制定され、2000年 1月28日付けの法令第2047号及び政令第 25660号で改定された石油・天然ガスとその派生品に対する特別税は、国産又は輸入の石油製品の国内販売を行う自然人又は法人に対して課される。税額は、石油製品の種類によって異なるが、下記表の如く、全てがリッター当りの固定額で設定されている。この固定税額は、当国通貨 (Bs.)とドル(US\$.)の為替レート、及び石油の国際価格に合わせて、その都度改定される。

石油製品	単 位	税額 (Bs)
ガソリン (Premium)	Litre	1.295
ガソリン (Special)	Litre	2.58
航空機燃料 (ガソリン)	Litre	0.46
ディーゼル (国産品)	Litre	0.89
ディーゼル (輸入品)	Litre	0.60
航空機燃料 (Jet Fuel)(国際価格)	Litre	0.44
航空機燃料 (Jet Fuel)(国内価格)	Litre	0.21
軽油 (Fuel Oil)	Litre	0.29
車両・工業用潤滑油	Litre	1.87
固形潤滑油 (Grease)	Litre	1.87

(注: 2000年 1月28日現在)

納税期間は、国産品の場合は、毎月10日までであり、輸入品の場合は、通関時に納めなければならない。

上記を要約すると、下記の通りとなる。

- a) 課税対象項目：国産又は輸入の石油製品の国内販売。
- b) 課税対象者：国産の石油製品の国内販売、又は石油製品の輸入を行う自然人や法人。
- c) 税率：上述した如き固定税。
- d) 納税期間：国産品の場合は毎月10日まで、輸入品の場合は通関時。

本課税の徴収額は、保健部門と初等・中等教育部門の公共サービス業務資金の賄いに仕向けられ、徴収額の75%は中央政府の資金に、残りの25%は還元税の形で県庁に配分される。

I-9 TRANSMISION GRATUITA DE BIENES (TGB:無償相続税)

1987年3月35日発布の法令第926号で制定された無償相続税は、不動産、動産、株券、資本金やその他、登記の対象になる所有物の無償相続や遺産相続などが、課税の対象であり、対象者は、所有権の無償相続を受ける自然人や法人である。税額は、行政権が発令する規定に従って設定された査定額に、次ぎの税率を適用して定められる。

- | | | |
|-----------------|---|-----|
| ① 親子と配偶者 | ： | 1% |
| ② 兄弟姉妹とその子供 | ： | 10% |
| ③ その他親類縁者や無償受贈者 | ： | 20% |

下記は、本課税を免れている。

- a) 中央政府、県庁、自治体政府、及びその管下の公共機関。
- b) 宗教、慈善、福祉、社会救済、教育訓練、文化、科学、芸術、文学、スポーツ、政治、専門職業人協会、労働組合、同業者組合の如く、合法的に認可され、且つ利益追及が目的ではない団体、財団や機関。これらの団体、財団や機関の設立定款に従い、収入や資産の全ては、利益追及が目的ではない活動に独占的

に仕向けられており、如何の場合も、メンバーの間で直接又は間接的に配分されることなく、団体、財団や機関が解散する時は、その資産は、同じ目的を持つ他の団体、財団や機関に移譲される場合にのみ免除される。尚、チャコ戦争功労者が無償相続を受ける場合も、課税を免除されている。

上記を要約すると、下記の通りとなる。

- a) 課税対象項目：登記の対象になる不動産、動産、株券、資本金などの資産。
- b) 課税対象者：資産の相続を受ける自然人又は法人。
- c) 免税対象者：中央政府、県庁、自治体政府、及びその管下の公共機関。
利益追及が目的ではない団体、財団や機関。
チャコ戦争功労者。
- d) 税 率：

親子と配偶者	1%
兄弟姉妹とその子供	10%
その他親類縁者や無償受贈者	20%
- e) 納税期間：相続が宣告されてから90日以内。生存者間で相続が行われる場合は、相続の事実が発生した日から 5日以内。

I-10 IMPUESTO A LAS SALIDAS AEREAS AL EXTERIOR (ISAE: 空路出国税)

ボリヴィア人又はボリヴィアに居住する外国人の空路による出国に対しては、下記の概要の空路出国税が課される旨が、1990年 2月23日付けの法令第1141号で制定されているが、この法令は、2000年 1月28日付けの法令第2047号で税額が改定された。外交官又は外交官に準じる資格を有する者、二才以下の幼児とチャコ戦争功労者は、本課税を免れている。

- a) 課税対象項目：空路出国。
- b) 課税対象者：空路出国するボリヴィア人又はボリヴィアに居住する外国人。
- c) 免税対象者：外交官又は外交官に準じる資格を有する者、二才以下の幼児、チャコ戦争功労者。
- d) 税 率：固定税： Bs. 120.- (US\$. 20.-: 2000年 1月28日駐)
- e) 納税期間：空路出国する都度。

1-11 REGIMEN TRIBUTARIO SIMPLIFICADO (RTS:簡略税制)

付加価値税 (IVA)、会社所得税 (IUE)及び取引税 (IT) をまとめて、零細的な手工芸業者、小売業者や飲食業者に課税する簡略税制 (RTS)が、1986年 5月20日発布の法令第 843号を補足する1987年 2月13日付けの政令第 21521号で規定されている。この場合の手工芸業者とは、家庭又は小さな工房に於いて、独自の勘定で手作業を行い、その製品を客に直接販売する自然人を指す。小売業者とは、マーケット、定期市、キオスコ、屋台、小さな店や街頭で、商品を売る自然人である。飲食業者とは、キオスコ、屋台や小さな店で、料理や飲み物を売る自然人である。本課税は、下記の条件を満たす手工芸業者、小売業者や飲食業者を対象にしている。

- ① 手工芸業者の場合は、家具類、小さな機材や道具類、加工中の材料や仕上がった商品も含めた総資本、小売業者の場合は、販売中の商品も含めた総資本、及び飲食業者の場合は、家具類、調理道具や食器類も含めた総資本が、いずれも Bs. 18,800.00 以下である。
- ② 年間の総売上は、Bs. 69,122.00以下である。
- ③ 一つの商品の販売価格は、夫々、手工芸業者の場合は Bs. 400.00 以下、小売業者の場合はBs. 300.00以下、及び飲食業者の場合は Bs. 100.00 以下である。

但し、電子製品や家電製品を販売する小売業者、特別消費税 (ICE)の納税者として登録されている業者、付加価値税 (IVA)、付加価値補足税 (RC-IVA)、会社所得税 (IUE)、及び取引税 (IT) のいずれかの納税者として登録されている業者、後述する個人輸送業統一税制、又は農牧業統一税制のいずれかに登録されている業者は、本課税の対象にはならない。更に、総資本が Bs. 18,800.00以上、又は年間の総売上高が Bs. 69,122.00以下の業者は、前述した普通の税制に編入されなければならない。

税額は、下記表のように、資本金に比例した 2ヶ月間の固定税額で設定されており、夫々、2ヶ月後の月の10日までに納めなければならないが、資本金がBs. 2,000.00 以下の者は、本課税を免れている。

カテゴリー	総資本	2ヶ月ごとの税額
1	Bs. 2,001.00 ~ 3,600.00	Bs. 11.00
2	Bs. 3,601.00 ~ 6,640.00	Bs. 45.00

—次頁に接—

カテゴリー	総資本	2ヶ月ごとの税額
3	Bs. 6,641.00 ~ 9,680.00	Bs. 99.00
4	Bs. 9,681.00 ~12,720.00	Bs. 148.00
5	Bs. 12,721.00 ~15,760.00	Bs. 351.00
6	Bs. 15,761.00 ~18,800.00	Bs. 428.00

(注:1997年 1月現在)

税金の支払いは、取立代理銀行の窓口で行われ、支払いと引き換えに、国税局が納税額別に予め印刷した納税証明クーポンが手渡される。

上記を要約すると、下記の通りとなる。

- a) 課税対象項目：零細業者の総売上に対する付加価値税、事業税及び取引税。
- b) 課税対象者：総資本が Bs. 18,800.- 以下又は年間の総売上が Bs. 69,122.- 以下の零細的な手工芸業者、小売業者及び飲食業者。
- c) 免税対象者：総資本が Bs. 2,000.-以下の零細業者。
- d) 税 率：上述した如く、2ヶ月ごとに Bs. 11.- ~ 428.-
- e) 支払い期間：毎年 6回。 2ヶ月ごとに、次の月の10日まで。

I-12 SISTEMA TRIBUTARIO INTEGRADO (STI：個人輸送業統一税制)

1986年 5月20日発布の法令第 843号を補足する1987年 6月30日付けの政令第 21642号で規定された本統一税制は、個人的に運送業を営む者に、付加価値税 (IVA)、法人事業税 (IUE)、取引税 (IT) や付加価値補足税 (RC-IVA) を、一括して課税するものである。 この場合の個人営業運送業者とは、一つの車両登録管区で、2台以下の車を公共輸送サービスに供しているものであり、会社制で、ラジオタクシー、市内交通、長距離の旅客や貨物の輸送を行っている業者には該当せず、これらは、普通の税制に編入されなければならない。 更に、3台以上の営業車を有する業者も、普通の税制に編入される。

本統一税制を適用するに当たっては、下記のサービス業種やカテゴリーが設定されている。

サービス業種	カテゴリー	
	ラパス、コチャバンバ、サンタクルス	その他の県
a) タクシー、乗客用のワゴン車やミニバス	1	B
b) 市内貨物輸送車(3トン以下)	1	B
c) 市内乗客用マイクロバスやバス	2	1
d) 県内(郡間)旅客・貨物用車両(12トン以下)	2	1
e) 市内貨物輸送車(3トン以上)	2	1
g) 85年型以降のバス	3A	3A
f) 県間長距離旅客貨物輸送用車両	3	3

税額は、次表の如く、カテゴリー別の業者の3ヶ月間の推定収入に対して、3ヶ月間の固定税が定められており、3ヶ月ごとに、次の月の22日までに、取立代理銀行で用紙に記入した上で、納めなければならない。

カテゴリー	3ヶ月間の推定収入	3ヶ月ごとの税額
B	Bs. 2,000.00	Bs. 200.00
1	Bs. 3,000.00	Bs. 300.00
2	Bs. 5,500.00	Bs. 550.00
3A	Bs. 7,000.00	Bs. 700.00
3	Bs. 8,000.00	Bs. 800.00

上記を要約すると、下記の通りとなる。

- a) 課税対象項目：個人運送業者に対する付加価値税、会社所得税、取引税と付加価値補足税。
- b) 課税対象者：2台以下の公共輸送営業車を所有する者。
- c) 税率：固定税。 上述した如く、3ヶ月ごとに Bs. 200.00 ～ 800.00。
- d) 納税期間：毎年4回。3ヶ月ごとに、次の月の22日まで。

I-13 REGIMEN AGROPECUARIO UNIFICADO (RAU: 農牧業統一税制)

1986年5月20日発布の法令第843号を補足する1996年12月27日付けの政令第24463号で制定されている農牧地統一税制(RAU)は、各地方の特色、農牧業の開発状況、

技術や市場的な制限状態などに合わせて、或る一定の小規模又は中規模の農牧地を所有する農民個人や団体に、付加価値税（IVA）、取引税（IT）、法人事業税（IUE）と付加価値補足税（RC-IVA）を、一括して課税するものである。農民団体とは、分割不能共有地を所有する農民共同体や、農地改革法に従って、或る地区に新たに農地を得た農民共同組合（国内農業移住者の組合）を指す。

小規模又は中規模の農牧地で、部分的に養鶏、養蜂、花卉栽培、養兔、養魚などが行われている場合は、単なる農牧地と見なされる。農牧地の所有者が、自家消費のために運営する加工プラント、製材所、集中肥育所、孵化場、乳製品加工場、精米所、製粉所、冷凍庫、倉庫、サイロなども、農牧地の一部と見なされるが、これらの活動を第三者に有償で提供する自然人、分割不能相続人や協同組合は、普通の税制に編入されなければならない。更に、後述するリストに述べる面積以下の農牧地の所有者は、本課税を免れているが、限界以上の面積を有する者は、普通の税制に編入される。同じく、複数の農牧地を所有し、その面積の合計が限界以上の場合も、普通税制に編入される。一つの所有地で、農業と放牧業が平行して行われている場合は、夫々の面積に対して、農地税と放牧地税が課される。養鶏場、養蜂場、花卉栽培場、養兔場や養魚場は、農地と見なされる。

国から農牧地を譲り受けるために、共同組合が編成され、その共同組合の共有的な農牧地が本課税の対象になる場合、各個人の税額は、その占有面積に比例して分担される。更に、或る個人の占有面積が、課税対象面積を超える場合は、その面積に、面積当りの固定税を掛けて分担する。各個人が農牧地の所有権を得た場合は、夫々が別個に税金を支払う。

本課税の徴収者は国税局であるが、自治体政府が、不動産所有税（IPB）などの地方税の徴収能力や管理能力を持っている場合は、本課税の徴収業務を自治体政府に委託することもできるが、この場合、国税局は、業務費として徴収額の 5% を自治体政府に支払う。農牧地が、二つ以上の地方自治体領域に跨がっている場合、その所有者は、広い方の面積を占める自治体政府の管下にあるものとする。納税は毎年 1 回であり、納税期間は、国税局が毎年定める。この税制には、不動産所有税（IPB）は、含まれていない。更に、この税制から普通の税制に編入された者は、再度この税制に戻ることはできない。

上記を要約すると、下記の通りとなる。

- a) 課税対象項目：中小規模の農牧地に対する付加価値税、法人事業税、取引税と付加価値補足税。
- b) 課税対象者：中小規模の農牧地を所有する農民個人、農民団体や畜産家。
- c) 免税対象者：次表の最小面積以下の農民や畜産家。
- d) 税 率：次表の固定税の通り。
- e) 納税期間：毎年1回、国税局が定める期間内。

表：地方別の農牧地の課税対象面積と固定税

地方／農牧業のタイプ	面積 (Ha.)		Ha当りの固定税 (Bs.)	
	最 小	最 大	農 地	牧 地
<u>農 地</u>				
<u>アルティプレーノ/プーナ地方</u>				
北部： チチカカ湖畔	10	160	11.84	0.73
チチカカ湖影響圏	10	160	10.70	0.73
チチカカ湖の影響がない地域	20	300	8.39	0.73
中部： ポーボ湖影響圏	15	240	8.86	0.76
ポーボ湖の影響がない地域	30	500	6.88	0.39
南部： 南部、半荒地	35	700	3.83	0.43
アンデス山岳地、アルティプレーノとプーナ	35	700	3.83	0.43
<u>溪 谷 地 方</u> コチャバンバ市近辺の盆地：				
灌漑農地	6	100	33.05	1.49
天水農地	12	200	10.99	0.38
ブドウ園	3	48	37.42	- -
その他盆地：				
灌漑農地	6	120	33.05	1.49
天水農地	12	300	10.99	0.38
ブドウ園	3	48	37.42	- -
峡谷地域：				
谷間と丘陵地	--	160	15.91	0.70
峡 谷	--	---		
灌漑農地	4	60	34.42	1.41
天水農地	8	120	15.91	0.70
ブドウ園	3	48	37.42	- -
分水嶺地域：				
天水農地	20	400	5.26	0.41

-次頁に続く-

地方／農牧業のタイプ	面積 (Ha.)		Ha当りの固定税 (Bs.)	
	最小	最大	農地	牧地
農地				
<u>亜熱帯地方</u>				
ユンガス地方	10	300	13.86	0.73
サントクルス地方	50	1000	8.57	0.63
チャコ地方	80	1200	0.89	0.33
<u>熱帯地方</u>				
ベニ、バンド地方/ラパス県イトゥアルデ郡	50	1000	7.86	0.73
牧地				
<u>亜熱帯地方と熱帯地方</u>				
ユンガス/サントクルス/チャコ地方	500	10000		0.73
ベニ、バンド地方/ラパス県イトゥアルデ郡	500	10000		0.73

I-14 PATENTES, REGALIAS, ETC. DEL SECTOR HIDROCARBURIFEROS

(石油・天然ガス部門の租借料、還元税や国内税)

1996年 4月30日発布の石油法第1689号は、石油や天然ガスの油田は、憲法上より、国の直接支配下にある旨を定めている。この支配権は、時効の制約を受けない譲渡不可能な性格のものであり、国は、この再生不可能自然資源を開発、生産及び販売する権利を、石油公社を通じて、行使するとしている。再生不可能自然資源である石油や天然ガスとその派製品の開発、生産、販売などを行う企業は、鉱区の租借、資源の生産や販売などに対して、然るべき鉱区租借料、税金や料金を支払うべきであるとの概念にもとづいて、石油・天然ガス分野の活動を開発、生産、販売、精製、工業化、及びパイプラインによる天然ガスの配送に分類して、夫々に、下記の税金や租借料を徴収する制度を設けている。

I-14-1 TRANSPORTE, REFINACIÓN E INDUSTRIALIZACIÓN DE PETRÓLEO Y DISTRIBUCIÓN DE GAS NATURAL POR REDES (石油輸送・精製・工業化/ガスパイプライン輸送)

石油の輸送、精製、工業化、及び天然ガスのパイプライン輸送の租借業者は、下記の租借料を納めなければならない。

- 1) 石油輸送業者： 輸送売上金の1%。
- 2) 精製業者： 製油プラント渡し売上金の1%。
- 3) 天然ガス輸送業者： 輸送売上金の1%。

国庫宛てに毎月納められるこの税金は、国家予算に計上され、 Superintendencia General（総監督局）と Superintendencia de Hidrocarburos（石油監督局）の運営経費に仕向けられる。

I-14-2. PATENTES PETROLEROS (石油探掘権租借料)

YPFB（石油公社）とジョイントベンチャーを組んで行う石油や天然ガスの開発、生産や販売を行う民間業者は、租借鉱区1ヘクタール当りに、下記の租借料を払わなければならない。 ジョイントベンチャーの契約期間は、最高40年である。

Area Tradicional（伝統的な開発地帯）の租借料：

1年目～3年まで	Bs. 2.50/Ha.	
4年目～5年まで	Bs. 5.00/Ha.	
6年目～7年まで	Bs. 10.00/Ha.	
8年目以降	Bs. 20.00/Ha.	（1996年現在の租借料）

Area No Tradicional（非伝統的な開発地帯）の租借料：

伝統的な開発地帯の租借料の 50%。

租借料は、各租借年度の初めに、ドル換算レートに従って改定された料金で、前払いされる。更に、石油公社とジョイントベンチャーを組んだ民間会社が、租借鉱区を部分的に返却又は放棄する場合、その租借鉱区に付いては、翌年から租借料の支払いを免れるが、石油公社は、返却又は放棄された鉱区について、毎年Bs. 20.-/Ha. の租借料を国に納めなければならない。

I-14-3. REGALIAS PETROLERAS (石油還元税)

- ① 石油公社とジョイントベンチャーを組んで、石油や天然ガスの開発、生産や販売を行う民間業者は、下記の還元税や石油公社参加配当金を納めなければならない。

- 1) Regalia Departamental（地方還元税）： 油井口生産額の 11%を生産県に毎月支払う。
- 2) Regalia Nacional Compensatoria（国家補償還元税）： 油井口生産額の1%を、ベニ／パンド両県に対する補償還元税として、毎月支払う。
- 3) Participacion de YPFB（石油公社のジョイント参加配当金）： 油井口生産額の 6% 相当の金額を、石油公社のジョイント参加配当金として毎月支払う。石油公社は、ジョイントベンチャー契約を管理するために承認されている予算額を差引いた後の金額を、国庫に納めなければならない。

上記に関する石油の油井口生産価格は、国内消費向けの価格は国際価格に合わせ、輸出用は実際の輸出価格に合わせて、夫々設定される。天然ガスの価格は、国内消費向けは国内市場価格に合わせ、輸出用は国境渡し価格に合わせて、夫々設定される。石油や天然ガスを、パイプラインに乗せて輸出する場合の油井口生産価格は、国境渡し価格からパイプライン輸送料平均価格を差引いたものである。

② REGALIA NACIONAL COMPLEMENTARIA（国家補足還元税）

生産を国が監督している石油や天然ガスについては、石油公社は、生産額の 13%に相当する国家補足還元税を、毎月国庫に納めなければならない。

I-14-A YACIMIENTOS PETROLIFEROS FISCALES BOLIVIANOS（石油公社）

国営企業である石油公社の開発、生産や販売の業務は、資本強化のプロセスにあるが、このプロセスの結果として、民間業者とジョイントベンチャーの契約を取り交わし、半官半民企業の形で開発、生産や販売が行われるまで、石油公社が現在行っている開発、生産や販売の活動に対しては、下記の課税が設定されている。

- ① Campos Marginales(周縁的な油田) に於ける生産、Campos No Marginales（本格的な油田地帯）に於ける新規生産と Areas en Explotacion（開発地帯）に於ける新規生産に対しては、下記が課税される。
 - 1) Regalia Departamental（地方還元税）： 油井口生産額の 11%を生産県に毎月支払う。
 - 2) Regalia Nacional Compensatoria（国家補償還元税）： 油井口生産額の 1%を、ベニ／パンド両県に対する補償還元税として、毎月支払う。
 - 3) 石油公社に承認されている予算額を差引いた後の金額の 6% を、国庫に納める。

- 4) 納税改革法第 843号に定める国内税、即ち、付加価値税 (IVA) 13%と、純利益の 25%である法人事業税 (IUE)。
- 5) 更には、上述した還元税や国内税を差引き、石油・天然ガスの開発、生産、販売、環境保護などのために、それまでに行った投資の累積額の 33%を差引いた後に、余剰利益がある場合は、その余剰利益額の 25%を、余剰利益税として、国庫に毎年納めることになる。この余剰利益税は、上記の投資金が100%回収されるまで適用される。本課税の徴収額も共同参加配分金に仕向けられ、75% は国庫収入金、残りの 25%は地方自治体政府と大学に、夫々配分される。

② Campos No Marginales (本格的な油田地帯) に於ける新規開発分に対しては、上記①の他に、下記が課税される。

- 1) Regalia Departamental (地方還元税) 11% と Regalia Nacional Compensatorio (国家補償還元税) 1% を差引いた後に、国家参加配当金として、19% を国庫に納める。
- 2) 前述したI-14-3項：石油還元税の②節に述べる Regalia Nacional Complementaria (国家補足還元税) 13% 。

石油公社の資本強化は、石油や天然ガスの精製や大口販売のジョイントベンチャーにまで及ぶことになるが、石油公社は、ジョイントベンチャーを導入できなかった残存的な業務や施設を、引き続き運営すると共に、国営企業として開発、生産、販売などに関する技術サービスや商業サービスを提供することになる。

I-14-5 石油公社と下請け契約又は共同運営契約を結んでいる企業

石油公社と下請け契約、又は共同運営契約を結んでいる企業は、契約期間が終了するまで、既存の契約形態で業務を継続することができる。この場合は、契約に定める税金や料金を納める。更に、石油法第1689号に従って、下請け契約又は共同運営契約制から、ジョイントベンチャー制に移行し、それまでの鉱区に於いて、資源の開発、生産や販売を行う企業は、租借料の他に、下記の税金を納めることになっている。

①既に生産中の油田の開発、生産や販売のジョイントベンチャー：

- 1) Regalia Nacional Complementaria (国家補足還元税) 13% 。

- 2) 生産県に対する Regalia Departamental (地方還元税) 11%。
- 3) ベニ／パンド両県に対する Regalia Nacional Compensatorio (国家補償還元税) 1%。
- 4) 石油公社のジョイントベンチャー参加配当金 6%。
- 5) ジョイントベンチャーを組む前の契約に定められていた石油公社配当金から、上記 2) の地方還元税と 3) 国家補償還元税を差引いた残額。この金額は、国庫当てに支払われる。
- 6) 納税改革法第 843号に定める付加価値税 (IVA 13%)と法人事業税(IUE、純利益の25%)。

②新規に開発する油田の生産や販売のジョイントベンチャー：

上記①の 1) と 5) を除いた全て、即ち、

- 1) Ragalia Departamental (地方還元税) 13%。
- 2) Regalia Nacional Compensatorio (国家補償還元税) 1%。
- 3) 石油公社のジョイント参加配当金 6%。
- 4) 納税改革法第 843号に定める付加価値税 (IVA 13%)と法人事業税 (UE、純利益の 25%)。

I-15. PATENTES E IMPUESTOS DEL SECTOR MINERO (鉱山部門の租借料と国内税)

鉱物資源は、憲法上より、国の直接支配下にあり、その支配権は時効の制約を受けない譲渡不可能な性格のものである。租借鉱区の試掘や開発、鉱物資源の生産、洗鉱、溶鉱や精練、及び鉱石や金属の販売の一連のプロセスを行う企業は、下記に述べる特別な租借料や税金を納めなければならない。尚、租借鉱区を持たずに、鉱石を購入して洗鉱、溶鉱、精練や販売を行う企業は、商法に従って営業し、納税改革法第 843号に定める国内税を納めることになる。

更に、鉱山・冶金次官室の管下の国営企業である COMIBOL (鉱山公社) は、国家鉱業の上級的な指揮と管理を行う機関であり、民間企業とのジョイントベンチャー、鉱山サービス業務の提供、鉱区の租借業務を行う他は、単独で、直接に鉱山開発活動には介入しないことになっていることを、参考までに付記する。

I-15-1 PATENTES MINEROS (鉱山租借料)

① PATENTE PARA EL TITULAR DE CONCESIONES (租借人に対する租借料) :

<u>租借年数</u>	<u>Cuadrícula (250Ha) 当り</u>
1 年目～5 年まで	Bs. 125.00
6 年目以降	Bs. 250.00

② PATENTE PARA CONCESIONES MINERAS (鉱区に対する租借料)

- a) 鉱山法第1777号の発布以前に租借されていた鉱区は、租借期間が切れるまで、Cuadrícula 当り Bs. 5.00 の租借料。
- b) 上記の鉱山法発布以後に租借される鉱区は、下記の租借料を払う。

<u>租借年数</u>	<u>Cuadrícula 当り</u>
1 年目～5 年まで	Bs. 5.00
6 年目以降	Bs. 10.00

上記の租借料は、前年度の対ドル換算レートに、ドル相場のインフレ率の50%を加えて、毎年改定される。これらの料金は、各会計年度の初めに、1年分が一括して前払いされ、①租借鉱区が位置する自治体政府に、その30%が配分され、②残りの70%は、Servicio Nacional Tecnico de Minas (SETMIN:国家鉱山技術局)、Superintendencia General (総監督局)、Superintendencia de Minas (鉱業監督局)と Servicio de Geologia y Minas (Sergeomin: 鉱山地質局)の運営経費に仕向けられる。因みに、Cuadrículaとは、地表で1辺が500m.であり、地下の頂点は、地球の中心点に位置する正四辺錐形、即ち、地表で面積 250Ha. の鉱区単位である。一つの租借地の面積は、2,500 Cuadrículas (250Ha x 2,500 = 625,000 Ha)を超えてはならない。

I-15-2 IMPUESTO COMPLEMENTARIO A LA MINERIA (ICM: 鉱業補足税)

鉱区の試掘や開発、鉱石の生産、洗鉱、溶鉱や精練、鉱石や金属の販売などを行う鉱山部門の企業は、Impuesto Complementario a la Minería (ICM: 鉱山補足税)を

納めなければならない。 この税金は、下記の鉱石や金属に対して、米ドル（US\$）建てで、半月ごとの国際平均価格（公定価格）にもとづいた販売価格で課される。

- a) 金： 自然のままの状態、アマルガム法で抽出された状態、予備洗鉱又は洗鉱された状態、沈下法で抽出された状態、溶鉱された状態、精練されたインゴット状態：

トロイ・オンス単位の公定価格	税率(%)
US\$. 400.00 以下	4
US\$. 400.00 ～ 700.00	(公定価格) x 0.01
US\$. 700.00 以上	7

- b) 銀： 洗鉱された状態、沈下法で抽出された状態、溶鉱された状態、精練されたインゴット状態：

トロイ・オンス単位の公定価格	税率(%)
US\$. 4.00 以下	3
US\$. 4.00 ～ 8.00	(公定価格) x 0.75
US\$. 8.00 以上	7

- c) 亜鉛： 銀を含む亜鉛洗鉱石と亜鉛だけの洗鉱石：

ファイン・ポンド当りの公定価格	税率(%)
US\$. 0.475以下	1
US\$. 0.475～0.94	8.43x(公定価格)-3
US\$. 0.94 以上	5

- d) 鉛： 銀を含む鉛洗鉱石と鉛だけの洗鉱石：

ファイン・ポンド当りの公定価格	税率(%)
US\$. 0.30 以下	1
US\$. 0.30 ～ 0.60	13.4x(公定価格)-3
US\$. 0.60 以上	5

- e) 錫： ファイン・ポンド当りの公定価格

ファイン・ポンド当りの公定価格	税率(%)
US\$. 2.50 以下	1
US\$. 2.50 ～ 5.00	1.6x(公定価格)-3
US\$. 5.00 以上	5

f) その他の金属や鉱石：	税率(%)
宝石、貴石や貴金属鉱石	3～6
他の金属鉱石や非金属鉱石	1～5

上述した鉱山補足税（ICM）は、輸出に対して課されるが、国内消費用に対しては、上記の 60%相当が課される。この補足税は、前年度の対ドル換算レートに、ドル相場のインフレ率の 50%を加えて、毎年改定される。納税は、国内販売や輸出を行った時点で、手配しなければならない。

他方、鉱山業者は、法人事業税（IUE）も納めるが、鉱山補足税と法人事業税は、相互に補完される性格を有する。即ち、鉱山業者が国内販売や輸出の都度に納める鉱山補足税の額面は、その都度、“鉱山補足税管理台帳：販売部門”に記入されて行き、鉱山業者がその年に納めた補足税の累計総額が、年度末に算定される。更に、国内販売や輸出の都度に、鉱山補足税と同じ額面を、法人事業税の前渡金の名目で納める。年度末に、鉱山補足税の年度内総額と法人事業税が比較され、法人事業税が、鉱山補足税の年度内総額を上回る場合、その差額は、国庫の収入をなす。逆に、鉱山補足税の年度内総額が、法人事業税を上回る場合、その差額は、そのまま鉱山補足税として徴収される。

国内販売や輸出の都度に納めた法人事業税の前渡金の総額と、年度末に申告される法人事業税が比較され、前渡金の総額が、年度末の申告額を下回る場合、鉱山業者は、その差額を充当して、法人事業税の納税を締め切る。逆に、前渡金の総額が、年度末の申告額を上回る場合、その差額については、国債券が発行される。国債券は、その年の鉱山補足税の納税不足分の支払い、若しくは、次年度の法人事業税の支払いに利用することができる。

鉱山補足税は、鉱山部門の地方還元税として、生産県の県庁に支払われる。鉱区や生産活動が2県以上に跨がっているが、国内販売や輸出は、一つに纏めて行われる場合の地方還元税は、各県の生産比率に合わせて、夫々分割される。

鉱山業者は、上記の他に、取引税（IT、3%）や会社余剰利益税も納めることになっている。

I-16 PATENTES FORESTALES (森林利用租借料)

森林利用租借権は、1996年 7月12日発布の林業法第1700号に従って、国が譲渡するが、森林の利用者が森林租借権を得るためには、法律の定めに従って、森林と森林地を保護し持続的に利用するための“Plan de Manejo forestal”（森林利用計画）を提出し、租借権を得たならば、その利用計画を順守しなければならない。森林利用租借権には、国有地の森林利用租借権、私有地の森林利用租借権、及び伐採権の3種があるが、夫々に付いて、下記の租借料や許可料を払うことになっている。

①森林利用租借料：

国有地の森林利用租借権は、夫々の租借に付き、年間 US\$. 1.00/Ha. 相当の当国通貨（Bs.）建ての最低料金をベースにした、公開入札で落札される。租借料は、各年のドル換算レートに従って変更されると共に、森林一次産物（単に製材された木材）の参考価格に従って改定される。私有地の森林利用租借権は、所有者の要請に従ってその所有者に、又は所有者の承認を得て第三者に譲渡するが、租借料は、上記の最低料金やその他の条件と同じとする。

②ナッツ、ゴム、椰子の芽などの利用租借料：

ナッツ、ゴム、椰子の芽などの特定産物を生産する業者や団体は、上記①の最低料金の 30%、即ち US\$. 0.30/Ha. 相当の租借料を払わなければならない。

③伐採許可料：

伐採許可料は、上記①の最低料金の15倍、即ち US\$. 15.00/Ha. である。加えて、伐採の結果として利用する原木は、森林一次産物（単に製材された木材）価格の15%の料金を納めなければならない。但し、農業用地、又は放牧用地に指定されている土地の伐採は、5Ha. までは無料であるが、これらの伐採地から採出された原木の購入者は、森林一次産物価格の 15%を払わなければならない。

森林監督局から然るべき許可を得て、森林部門の研究や調査を行う大学や研究所は、上記の支払いを免れている。

森林利用租借料と伐採許可料は、次ぎの比率で、関係機関に配分される。

a) 県 庁： 森林還元税の名目で、森林利用租借料の 35%と伐採許可料の 25%。

- b) 自治体政府： 森林利用租借料の 25%と伐採許可料の 25%。 この資金は、管轄領域内の森林資源の持続利用の支援や普及と、現地の社会事業に当てられる。自治体政府が、これらの事業を不履行する場合は、配分を中止される。
- c) 国家森林開発基金： 森林利用租借料の 10%と伐採許可料の 50%。
- d) 森林監督局： 森林利用租借料の 30%。

I-17 GRAVAMEN ARANCELARIA CONSOLIDADA (確定関税)

輸 入 税

輸入品に関する関税は、全て CIF (Cost/Insurance/Freight) 税関価格で支払われる。 関税は、3種類に分けられており、書籍、雑誌やその他の印刷物は CIF税関価格の2%、プラント類、工業機材、建設機材、農業機材などの資本金は CIF税関価格の5%、その他の中間消費材や最終製品は、全て CIF税関価格の 10%の関税が課される。 関税は、全て通関時に払わなければならない。 輸入品を通関する際は、関税の他に、付加価値税 (IVA)も払わなければならないが、輸入品を通関後の付加価値は、通関時の付加価値の約 13%増であると推定し、13% の CIF税関価格付加価値税を約13% アップして、約 15%の付加価値税が課される。 更に、特別消費税 (ICE) や石油製品特別税 (IEHD) の対象になる物資も、通関時に夫々課税される。

下記の場合は、輸入税を免れる。

- ① ボリヴィア政府が締結し、国会で批准された国際条約や協定、又は共同市場体などとの自由貿易協定に明示されている物資の輸入。 例えば、Grupo Andino (アンデス協定諸国)、Mercosur (南米共同市場体) やメキシコなどとは、免税協定が批准されていることより、これらの共同体や国が原産の輸入物資は、関税の支払いを免れている。
- ② 外交公館、領事館や国際機関、及び適格に信任されている外交官や公職員が輸入する物資。
- ③ 適格に信任されている外国政府の技術協力機関が輸入する物資の関税は、外務・宗務省と大蔵省が発令する二省間省令をもって、免除される。
- ④ 当国の公共機関に供与される物資。
- ⑤ 非政府機関 (NGO's) などの如く、利益追及が目的ではない民間の団体や組織に供与される物資で、大蔵省が関税の免除を承認するもの。

但し、輸入税を免除されている物資にも、付加価値税（IVA）、特別消費税（ICE）や石油製品特別税（IEHD）などの国内税は課されることもあるので、輸入品は、各事例に於ける法的処置に従わなければならない。例えば、前記①の貿易協定に従って輸入される物資は、関税は免れているが、国内税は通関時に払うことになる。

以上を要約すれば、下記の通りとなる。

- a) 課税対象項目：輸入物資。
- b) 税対象者：輸入を行う者。
- c) 免税対象者：国際的な条約や協定及び自由貿易協定で庇護されている物資の輸入者。外交公館、領事館、外交官や公職員。外国政府の技術協力機関。外国から供与物資を受ける公共機関。利益追及が目的ではない、非政府機関などの民間団体や組織。
- d) 税 率：資本金 5%、書籍や雑誌などの印刷物 2%、その他中間消費材や最終製品 10%。いずれも CIF税関価格に対する税率。
- e) 納税期間：通関時。

確定関税も共同参加配分金であり、徴収額の 20%は自治体政府、5%は公立大学に、夫々配分される。

輸 出 税

輸出物資には、輸出税は課されないのみか、輸出奨励策の一環として、Credito Fiscal（国庫公債券）の制度が取られている。この制度は、FOB（Free on Board）輸出額の 0.4% から 4% までを、輸出業者に還元するための一種の有価証券である Certificado de Devolucion Impositiva（税金返却証書）を、国庫が発行するものであり、輸出業者は、この国庫公債券を自由に取引できる。例えば、輸出品を生産するために必要な物資を輸入する際に、納めなければならない確定関税（GAC）や付加価値税（IVA）は、国庫が発行するこの公債券を提出することで、一部を相殺することができるし、100%国内原産の産物の輸出で得る国庫公債券（税金返却証書）を、会社所得税（IUE）や付加価値税（IVA）などの国内税を納める時点で、支払い窓口に提出すれば、国内税の一部を相殺することもできる。言い換えると、輸出業者は、輸出時に税金返却証書を得ることで、0.4% から 4% までの輸入税又は国内

税を免除されることになる。更に、この証書は証券市場や金融システムで、2%の割引で現金化することができるし、他の輸出業者や輸入業者に売ることでもある。

I-18 その他の公定料金や許可料金

他にも中央政府が徴収する様々な手続き料、国庫が徴収する公文書用紙や印紙税、県庁が、独自に又は統一手続き窓口（VUT）を通じて、徴収するサービス料金や手続き料金、自治体政府が徴収する営業許可料金、宣伝許可料金、公演・公衆娯楽イベント許可料金、サービス料金や手続き料金、他の公共機関が徴収するサービス料金、交通料金や罰金などがあるが、余りにも広範であり、且つ種々雑多であることより、本報告書では省略する。

II 税金や料金の徴収方法とその配分

II-1 税金や料金の徴収方法

1993年 4月14日に発布された Ley de Bancos y Entidades Financieras No. 1488（銀行・金融機関法1488号）に従って、国が国民から徴収する税金や料金は、国内の銀行や金融機関を通じて行い、国民の納税方法や料金の支払い方法を簡略化して、国民に便宜を計り、国の国内収入を増やす政策が取られている。更に、1997年 5月 6日付け政令第 24596号で、税金徴収の委託を銀行のみでなく、銀行監督局から営業許可を得ている貯蓄組合や住宅信用金庫にまで広げ、税金の徴収から、その配分に至るまでの税収の取扱いシステムの充実化が計られている。大蔵省は、これらの法律にもとづいて、税金徴収配分システムを導入しているが、以下にその概要を示す。

- ① 先ず、Servicio Nacional de Impuestos Internos (SI:国税局) は、税金別に符号化された納税申告用紙を、国内の地方都市に構えている支所に配布し、納税者の申告に備える。納税者は、申告用紙に明細を記入した上で、徴収を委託されている金融機関（以後は“徴収銀行”と称する）の窓口に出し、税金を支払う。現在のところ、Banco Bisa, Banco Economico, Banco Mercantil, Banco Santa Cruz, Banco Union, Banco de Credito, Banco Canadense, Banco Nacional, Banco Sol, Mutua La paz, Mutua La Primera, Mutua Guapay などが、夫々徴収銀行の委託を受けている。国税局の支所や銀行の支店が存在しない地方や都市に於いては、

国税局の委託を受けた集金人が、納税者から税金を徴収した上で、徴収銀行に支払う。輸入の際に関税局が徴収する確定関税、付加価値税、特別消費税、石油製品特別税などにも、同じ方法が適用されているが、輸入業者や輸出業者の殆どは、国内の主要都市に本部を構えている、若しくは、税関の支所や銀行の支店が存在する国境都市で営業していることより、委託集金人は存在しない。

②徴収銀行は、その日に徴収した税金の項目（符号）、納税者、金額、銀行手数料などの明細を、コンピュータシステムや書類で、中央銀行と国税局（関税の場合は関税局）に通知すると共に、中央銀行から振替え承認を得た上で、その日の徴収額を、中央銀行の口座 No. 4D407に振り込む。この場合、自治体政府の独占的支配権にある不動産・車両所有税（IPB）と不動産・車両取引市役所税（IMT）の徴収額は、自治体政府の口座に直接振り込まれることもあるし、地方還元税の如く、県庁の支配権にある税収は、県庁の口座に直接振り込まれることもある。

③中央銀行は、徴収銀行からの振り込みを受けたならば、100%が国庫収入資金の場合は、国庫の口座に振り込むと共に、共同参加配分金に該当する税収の場合は、大衆参加法や行政地方分権化法に定める自治体政府や公立大学が受け取る 25%の共同参加配分金と、中央政府が受け取る 75%の国庫収入金に振り分け、共同参加配分金は、支払委託銀行（以後、支払銀行と称する）に開設されている自治体政府や公立大学の口座に振り込む。現在の支払銀行は、Banco de Credito, Banco union, Banco Santa Cruzなどである。これに平行して、中央銀行は、徴収銀行から受けた振込み明細、及び国庫収入金や共同参加配分金の仕分けや振り込み明細を、コンピュータシステムや書類で、国税局や関税局に通知する。尚、共同参加配分金の不当な使用や横領などの不正行為により、資金の凍結を受けた自治体政府の共同参加配分金は、凍結が解かれるまで、中央銀行の口座 No. 4D408に蓄積されて行き、その旨が、国税局や関税局に通知される。

④国税局（関税局）は、徴収銀行や中央銀行からコンピュータシステムや書類で受けた情報をまとめて、税収の調整や精算を毎日行い、徴収銀行の業務を監督すると共に、徴収銀行の振替え業務などに不備な点があれば、それを指摘する。

⑤支払銀行は、中央銀行から振り込みを受けたならば、自治体政府の共同参加配分金 20% と、公立大学の共同参加配分金 5% を、夫々の口座に振り込む。尚、県庁宛

ての国庫資金は、上記と同じ方法で、中央銀行から支払銀行の県庁口座に、定期的に振り込まれて行く。

⑥国税局（関税局）は、月初めに、徴収銀行の先月分の精算勘定、精算遅延、不備な点などをチェックすると共に、共同参加配分金の精算管理を行って、各自治体政府や公立大学に通知する。これらの業務は、月間税収報告書にまとめられる。

⑦因みに、国税局や関税局の運営資金は、徴収された国内税や関税の中から、国会が毎年承認する年度予算の範囲で賄われて行くことになっている。関税局の運営資金は、如何る場合も、徴収額の 10%を超えてはならない旨が規定されている。

II-2 税金や料金の配分

国が徴収する税金や料金は、大衆参加法第1551号、行政地方分権化法第1654号、及び夫々の料金や料金を制定する法令や政令により、自治体政府や県庁の独占的な資金や共同参加配分金と、中央政府（国庫）の資金に、夫々配分されるが、配分の方法は、下記の通りである。

自治体政府

- ①都市部及び農村部の不動産・車両所有税（IPB）の徴収額の100%。農村部の不動産所有税は、都市部の不動産所有税の 50%の比率で課税される。他方、長距離旅客用や長距離貨物輸送用の車両に対しては、一般車の 50%の比率で課税される。
- ②不動産・車両取引市役所税（IMT）の徴収額の100%。
- ③付加価値税（IVA）、付加価値補足税（RC-IVA）、法人事業税（IUE）、会社余剰利益税、取引税（IT）、特別消費税（ICE）、無償相続税（TGB）、空路出国税（ISAE）、簡略税制（RTS）、個人輸送業統一税制（STI）、農牧業統一税制（RAU）の夫々の徴収額の 20%。
- ④確定関税（GAC）の 20%。
- ⑤管轄域内に鉱山部門の鉱区が存在する自治体政府には、鉱山租借料の 30%。
- ⑥森林利用租借料の 25%と伐採許可料の 25%。
- ⑦憲法に従った自治体政府の条例で設定され、上院議会が承認した自治体政府の独自の税金や料金。現在のところ、例えばラパス市では、営業施設面積につき、

平方メートル当りで設定された営業許可料金、看板や広告の種類や大きさなどで設定された看板・広告許可料金、公演・娯楽イベント許可料金、及び各種の市役所手続き料金が存在する。

上記の内、①不動産・車両所有税（PRB）と、②不動産・車両取引市役所税（IMT）は、各自治体政府の独占的支配下にあることより、自己収入資金の性格で配分される。③の各種国内税と、④の確定関税は、共同参加配分金（大衆参加資金）として、各地方自治体の人口に比例して、314の地方自治体政府に配分される。尚、共同参加配分金は25%であるが、自治体政府宛ての配分金は20%であり、残りの5%は公立大学に割当てられる。共同参加配分金の配分方法は、第2部：行政機構の項目Ⅲ-2-5-2：税収の共同参加配分金を参照乞う。

①不動産・車両所有税（PRB）、②不動産・車両取引市役所税（IMT）、⑤鉱山租借料⑥森林租借料と伐採許可料金、及び⑦各種の許可料金は、1984年12月19日発布の地方自治体（市役所）組織法第696号によって、全徴収額の50%までを人件費などの一般経費に支出することが承認されていたが、この比率は、その後漸次的に減らして行き、2001年には、予算項目100.00、200.00と300.00の一般経費を、全体の15%に押さえ、残りの85%は投資に仕向けるよう、1996年7月11日付け法令第1702号で改定された。因みに、この比率は1997年から次のように推移している。

	<u>一般経費</u>	<u>投 資</u>
1997年	45%	55%
1998年	40%	60%
1999年	30%	70%
2000年	20%	80%
2001年	15%	85%

県 庁

- ①石油の生産県は、油井口生産額に対する11%相当の地方還元税。
- ②ベニ／パンド両県は、油井口生産額に対する1%相当の国家補償還元税。
- ③鉱石や金属の生産県は、鉱業補足税（ICM）を地方還元税の名目で受け取る。
- ④森林利用租借料の35%と伐採許可料の25%。
- ⑤石油製品特別税（IEHD）の25%。この内、12.5%は9県に均等に配分され、残

りの 12.5%は、各県民数を全国民数で割った人口比例に従って、各県に夫々配分される。

⑥上記の他に、サービス業務や資産の用益による自己収入、資産の譲渡や売却に伴う収入、及び遺贈や寄贈による収入を有している。

県庁は、上記の収入金の 15%を一般経費に当て、残りの 85%は、県内の投資に仕向けなければならない。

中央政府

①付加価値税 (IVA)、付加価値補足税 (RC-IVA)、法人事業税 (IUE)、取引税 (IT)、特別消費税 (ICE)、石油製品特別税 (IEHD)、無償相続税 (TGB)、空路出国税 (ISAE)、簡略税制 (RTS)、個人輸送業統一税制 (STI)、農牧業統一税制 (RAU) の夫々の徴収額の 75%。

②確定関税 (GAC) の 75%。

③石油部門の下記の租借料、国内税や還元税：

- 1) 石油採掘権租借料の100%。
- 2) 石油公社のジョイント参加配当金 6% から、石油公社のジョイント契約管理費を差引いた残額。
- 3) 石油生産額の 13%に相当する国家補足還元税の100%。
- 4) 会社余剰利益税の 75%。
- 5) 石油公社管下の本格的な油田地帯の新規開発に対する国家参加配当金 13%。

④鉱山部門の法人事業税 (IUE) の 75%。

県庁や自治体政府の収入の 85%は投資に仕向けることが、大衆参加法や行政地方分権化法で制定されているが、中央政府の場合は、一般経費と投資の比率は特に定められてはおらず、各年の予算で設定されて行くことになっている。

Ⅲ 中央政府、県庁、地方自治体政府の財務資金の構成

中央政府、県庁、地方自治体の夫々の財務資金は、大別すると、下記で構成されている。

中央政府

①国内税

- * 納税法第 843号に定める諸税
- * その他（有価証券、印紙や公文書用紙などの販売）

②関税

- * GAC（確定関税）

③石油部門収入金

- * 石油製品の国内販売に於ける付加価値税（IVA）、取引税（IT）及び石油製品特別税（IEHD）
- * 還元税
- * 固定配当金
- * 租借料
- * その他、上記の項目には含まれていない種々の収入

④社会保険収入金

- * 年金法に定められている短長期社会保険分担金

⑤その他収入

- * 銀行勘定精算
- * 外貨暫定勘定
- * 国内通貨暫定勘定
- * DIFEM、民間奉公、SAC 勘定
- * 預託管理資金
- * 残額その他の返済金
- * 資産の譲渡や売却に伴う収入

⑥無償援助などの協力資金

⑦振替え資金

県 庁

①地方還元税

- * 石油部門、鉱山部門、及び森林部門の還元税

②税金外収入

- * 県庁のサービス料金や手続き料金

③無償援助などの協力資金

④振替え資金

- * 石油製品特別税の共同参加配分金

⑤中央政府からの年間交付金

⑥その他

- * 県保障基金からの配分金
- * 資産の譲渡や売却に伴う収入など

自治体政府

①税収

- * 不動産所有税
- * 車両所有税
- * 不動産車両取引市役所税

②税収外収入

- * 各種の許可料金やサービス料金

③振替え資金

- * 共同参加配分金（大衆参加資金）

④無償援助などの協力資金

⑤その他の振替え資金

⑥その他

- * 資産の譲渡や売却に伴う収入

但し、予算制度的な面で見ると、国の全ての機関の収入・支出項目は、中央政府、県庁又は自治体政府を問わず、次のように統一されている。

収入の部

①一般収入

- * 営業収入
- * 資産・サービス売却
- * 税収
- * 還元税収
- * 社会保険金
- * 一般無償供与

- * 一般振替え： 民間部門、公共部門、外国部門

- * その他一般収入

②資本収入

- * 資本金供与

- * 資本金振替え： 民間部門、公共部門、外国部門

- * その他資本収入

③融 資

- * 外国融資

- * その他国内融資

支出の部

①一般支出

- * 給料・賃金

- * 社会保険負担金

- * 社会補償金

- * 資産・サービス費

- * 対外公共債務利子

- * 国内公共債務利子

- * 社会保険提供

- * 一般振替え： 民間部門、公共部門、外国部門

- * その他一般支出

②資本支出

- * 固定資本粗形成

- * 資本金の振替え： 民間部門、公共部門、外国部門

- * その他資本支出

③融資返済

- * 対外公共債務返済

- * その他債務返済

IV. 予 算 制 度

予算制度の基本的な法的根拠は、国家憲法、行政権組織法第1788号、政府管理監督法第1178号、同法に定める予算システムや公共投資システムその他の管理システム、

企画システム、及びこれらの法律やシステムに従って、大蔵省が省令をもって発布するDirectrices de la Formulacion Presupuestaria（予算案作成基準書）で構成されている。この内、国家憲法、行政権組織法、政府管理監督法や各種システムに定める予算的な面については、夫々、国家機構、行政機構と管理システムの各部で述べたので、本項では省略し、1999年 8月 3日に、大蔵省が省令第1021号で発布し、2000年度予算案の作成に於いて、全ての公共機関が念頭に置かなければならない“2000年度予算案作成基準書”を初めとして、予算案の作成から国会承認までの流れ、1998年度及び1999年度の予算法と予算などの概要について、夫々述べることにする。

IV-1 DIRECTRICES DE LA FORMULACION PRESUPUESTARIA GESTION 2000

（2000年度予算案作成基準書）

IV-1-1 一般規定

2000年度の予算を作成するに先立ち、全ての公共機関は、2000年度の Programa de Operaciones Anuales（POA：年間業務計画書）を作成し、その業務目標などを示したサマリーを、大蔵省の予算・会計次官室に提出しなければならないが、各公共機関が行う業務の能率や効果が大蔵省が測定し、会計年度の成果を評価するために、設定された各目標には、夫々の指数やパラメータを示さなければならない。

公共部門の2000年度の予算案は、各公共機関の投資計画やプログラムの等級に従って承認されるが、各公共機関は、夫々の予算案を策定するに当って、投資計画やプログラムを、サブプログラムや活動に細目化することもできる。投資計画、サブプログラムや活動は、特定のプログラムに従って、立案されなければならない。

サブプログラムや活動に関する情報は、予算策定コンピュータパッケージに自動的に編入され、予算案の評価と承認が行われるプログラムや計画に関する情報を構成する。国家会計局が行う公式な予算実施記録は、国会で承認されたプログラムや計画のレベルで行われるが、各公共機関が、内部的なフォローアップや管理のために、そのプログラムや計画を、サブプログラムや活動に細目化する必要がある場合は、そのように手配することができる。これらの情報は、必要に応じて、会計検査院に提供しなければならない。

予算項目の符号には、前会計年度と同じく 8 桁の数字が用いられる。最初の 2 桁は、プログラムを確認するものであるが、中央政府の主要プログラムには“00”の符号、“次官室、国家業務局その他”の特定プログラムには、“10”から“99”までの符号が用いられる。次の 2 桁は、サブプログラムを示し、3 番目の 2 桁は、計画を示すものであり、符号“01”から“99”で指定される。最後の 4 番目の 2 桁は、活動を示すものである。

予算案の作成に於いては、大蔵省が開発したコンピュータシステム（予算策定システム“SFP”と投資情報システム“SISIN”）、予算分類システム、及び2000年度予算案作成基準書に、従わなければならない。

政府管理監督法第1178号に定める通り、各機関の最高当局者は、予算案とその裏付け書類を作成する最高責任者であるが、これらの作成に当っては、現行法規類、大蔵省が定める予算限度と予算案作成基準書を順守しなければならない。各省は、管下の分権機関や分離機関が行う予算案の作成を監督し、予算案作成基準書を履行させなければならない。

予算・会計次官室は、各機関の予算案を国の経済政策、中央政府のプログラムや計画、及び財政的な制限事項に整合させるために、各機関の予算案を調節することができる。

IV-1-2 収入予算

会計年度内に取得し使用するであろう全ての収入資金は、項目別に分類し、且つ必要な場合は、資金源、融資機関や振替え機関の符号などを示した上で、記入しなければならない。国庫から得る資金は、資金源を“国庫”と明示した上で記入しなければならない。これを部門の筆頭機関（例えば〇〇省）に置き換えてはならない。収入資金は、制限的な性格を持つ借款の場合を除き、指標的なものである。

収入資金に関する推定予算案の作成は、納税、価格、料金その他に関する現行法規類を配慮しつつ、特に、下記の規定を念頭に置いた上で、行わなければならない。

- ① 資産の売却やサービス業務の提供に由来する公共機関の推定収入は、資金獲得の

の実際の可能性に応じていなければならない。 そのためには、1999年度の実績を参考にする。 営業収入は、公営の企業と金融機関しか、計上できない。

- ② 共同参加配分金、県補償基金、助成金又は交付金の名目で、国庫が振替える収入資金は、大蔵省が定める推定額に従っていなければならない。 他の全ての振替え収入は、適切な裏付け書類や会計年度内の振替えスケジュールを備えていなければならない。 更には、融資源、融資機関や資金源（資金提供者）も記入していなければならない。
- ③ 外国からの融資、無償援助や供与などは、融資機関との間に締結された協定に従い、2000年度に導入されることを予め確認した上で、予算に編入される。 尚、その協定は、中央銀行と大蔵省の公債局に、夫々登録されていなければならない。 2000年度に、外国からの融資、無償援助や供与が導入される場合、受入れ機関の最高当局者は、大蔵省が各機関に指定する予算限度の枠内で、責任を持って、現地負担金を予算化しなければならない。
- ④ 財務勘定（収入勘定の減額や支出勘定の増額など）は、2000年度の変動的なマクロ経済指数を念頭に置いた上で、記入しなければならない。
- ⑤ 周期的又は非周期的な支出金の賄いは、準備資金を判断した上で、金庫や銀行預金の残高を使用して、予算化することができる。 この予算は、その後、大蔵省が国庫赤字の目標額に合わせて調節する。

IV-1-3 支出予算

様々な支出予算に割り当てられる資金額は、支出の最大限度を示すものであり、その資金額の全ての支出を明らかに承認すると言った性格のものではない。 支出の適正化や整合は、各機関が分類する支出項目に従った支出目的、資金源、融資機関や振替え機関の符号などに従って、手配される。

支出予算の配分は、一般に下記の項目を配慮しつつ、実際の資金準備高に従って、手配しなければならない。

- ① 一般支出や周期的支出（基本サービス料金、賃借料や給料など）の資金調達は、一般収入や非周期性収入（資産の売却、借款や無償供与など）で賄ってはならない。
- ② 資本支出は、IV-1-3-3：“資本支出予算”の項に後述する基本方針に従うものとする。

- ③ 国庫資金で賄われる支出は、大蔵省が定める資金の最大限度に従うものとする。
- ④ 各県の県庁は、行政地方分権化法、政令第 24997号：“県議会”、その他の細則令や補足法に定める経済・財務制度に従って、支出を調整する。
- ⑤ 医療保険金庫は、政令第 22578号の定めに従い、分担金の名目による収入の 10% までを、運営経費に仕向けるものとする。
- ⑥ 不動産、車両及びその他の資産を国庫から移管され、且つ、それに伴って引き受けた義務を遂行しなければならない公共機関は、大蔵省が定める資金の最大限度に合わせて、該当の予算を組まなければならない。

IV-1-3-1 人件費予算

①一般規定

一般支出の中の人件費予算は、大蔵省が通達する資金最大限度の範囲で、調整しなければならない。人件費の予算には、人事管理システム基準や他の法規類に定める全ての社会負担を含まねばならないが、特に、下記を配慮するものとする。

- a) 正規職員は、機関の給料水準規定に従って、常勤職席や常設職場に編入されていなければならない。
- b) 常設的ではない活動、又は特定のプログラムや計画を展開するために、契約備上した必要スタッフのみを臨時職員と考える。
- c) 政令第 25056号に従い、共和国大統領を上回る給料を、公務員に割り当ててはならない。
- d) 人件費予算には、機関の組織図を添付しなければならない。

資本支出に於ける人件費予算は、IV-1-3-3：“資本支出予算”の項に後述する規定に従うものとする。人件費や民間率公プログラムを賄うために、国際融資や無償資金協力が存在する場合、その予算は、締結された国際協定に定める支払い条件に従って、記録される。

②項目別予算の割当方針

a) 項目 11100：基本給

この項目は、国家教職員局の教職員の基本給の支払いを計画するために使用される。

b) 項目 11200 : 年功手当て

国の最低賃金の計算根拠を定める現行の法規類と、給料水準の基準を定める政令第 21060号に従って、この手当金を賄う予算を割り当てなければならない。非金融部門の公営企業は、計算根拠として、最低賃金 x 3を適用する。国家教職員局、国防省、及び国家警察は、夫々、独自の年功システムを適用する。本予算案作成基準書を受け取った日に、上記とは異なる手当金の支払いを行っている機関は、それを承認する法規類を添付しなければならない。

c) 項目 11310 : 僻地手当て

“僻地補助金として、基本給の 20%を支給する僻地手当て制度を設ける” 旨を定めた政令第 81137号12条に従って、僻地手当ての予算を割り当てる。この手当ては、国境から 50Km. 以内に位置する職場で働く公共部門の公務員や労働者のみを対象にしている。

d) 項目 11320 : 医局員職級手当て

保健・年金省、医療保険金庫と県保健業務局は、現行の法規類に従って医局員の職級手当てや年功手当てを支給する予算を、この項目で割り当てることができる。この項目は、医療サービスを提供する医者のみを対象にしている。

e) 項目 11330 : その他手当て

非金融部門の公営企業は、政令第 21137号11条の定めに従った生産奨励手当ての予算を、この項目で割り当てることができる。年間割当額は、1ヶ月分の給料を上回ってはならない。

f) 項目 11400 : 年末賞与 (Aguinaldos)

現行の法規類に従った予算を割り当てる。一般に、外国に赴任している公務員や外国通貨で報酬を得ている者には、年末賞与は支給されない。(注記: 一般に、アギナルドと呼ばれている年末賞与は、1944年12月18日の労働法令で設定されたものであり、全ての雇用主は、その業種や職種に関係なく、その配下の全ての使用人に対して、毎年12月25日以前に労働謝礼金、即ち、一種のクリスマス・ボーナスを支払うことになっており、政府も例外なく支払う義務がある)。

g) 項目 11500 : ボーナス (Primas)

本項目の予算は、労働法細則令の第49条に従う非金融部門の公営企業と、中央中央銀行法第1670号70条に従う中央銀行のみに割り当てられる。年間割当額は、1ヶ月分の給料を上回ってはならない。(注記: ボーナスは、営利追及の企業などが1年間に得た利益の一部を、その従業員に配当するものである)。

h) 項目 11600 : 家族手当

予算の割当ては、大蔵省が定める金額に従わなければならない。

i) 項目 11700 : サラリー

項目V-1-3-2: “資産・サービス予算”の a) と b) 節に、夫々後述する基本サービス、旅費や日当を考慮しつつ、予算の割当てを行う。予算限度は、大蔵省の通達に従うものとする。

j) 項目 11800 : 出席報酬

役員会、県議会や市議会などの出席報酬を支払う予算は、現行法規類や下記の規定を守りつつ、行わなければならない。

* 政令第 21364号14条及び政令第 21781号は、各定例会議や臨時会議の出席報酬は、各機関の資金準備に従って支給されるが、1日当りの支給額は、各機関が取り入れている最低月給の倍を超えてはならない旨を定めている。この予算を割り当てる際は、月に1回の定例会議と最高2回の臨時会議を予定し、それ以上の会議には、予算は付かないものとする。各機関の就業時間に合わせてフルタイムで業務を行っている役員会、県議会や市議会などの会長や正規メンバーは、出席報酬の対象にはならない。

k) 項目 12100 : 臨時職員

公共機関の本質的ではない活動を行う臨時職員(非常勤職員)の報酬を支払うために、その予算を割り当てる。これにつき、2000年度の予算では、臨時職員の数、予定の報酬金額、契約備上の具体的な目的などを、出来るだけ詳しく示した月間計画書を提出しなければならない。中央政府に於いては、政府側のカウンターパート業務を行うスタッフの報酬予算を、夫々割り当てなければならない。特定の生産やサービス業務を行う公共機関で、契約制のスタッフを必要とする場合は、年間業務計画書に従って、その予算を割り当てる。

医療保険金庫は、正規の医者や医療補助員の職務を、一時的に代行する臨時スタッフの報酬予算を割り当てる。常勤職の組織構造に編入されている職員、又はその業務に、臨時備上の予算を割り当ててはならない。

l) 項目 13100：雇用者側の社会保険負担金

本項目の予算は、短期保険（医療保険金庫）への負担金 10%と、職業リスク（AFP's: 年金基金）宛ての 2%、計 12%の負担金を定める現行法規類に従って、手配しなければならない。負担金額は、以下の項目にもとづいて計算される。

- * 項目 11100：基本給
- * 項目 11210：国家教職員局の年功手当
- * 項目 11220：他の公共機関の年功手当
- * 項目 11310：僻地手当
- * 項目 11320：医局員職級手当
- * 項目 11330：その他手当（該当する場合）
- * 項目 11700：サラリー
- * 項目 11910：残業手当
- * 項目 12100：臨時職員

m) 項目 13200：社会住宅分担金

政令第 24935号に従い、上記の l) 節に示した項目に対して、2% 相当の分担金の予算を組まなければならない。

IV-1-3-2 資産・サービス費予算

資産・サービス費の予算の割り当ては、下記を考慮した計画に応じていなければならない。

- a) 基本サービスの支出予算は、年間に12回の勘定書に仕分ける。
- b) 旅費と日当（出張手当）は、出張計画に従っていなければならない。日当の計算には、大蔵省が承認する現行規準を適用する。
- c) 予算項目 25200 “調査・研究・計画” の予算の割り当ては、備上の必要性、期間や期待される成果などが、明確に根拠付けられた専門コンサルとの作業契約のみに仕向けられる。正規職員の業務を、この項目に含めてはならない。

- d) 資産・サービスに関する他の支出予算は、支出目的の分類項目に従って、手配する。

本項目に関する各機関の予算書には、資金源や融資機関別に仕分けた計算書を添付しなければならない。

IV-1-3-3 資本支出予算

資本支出の予算には、下記が含まれる。

- a) 先行投資と本格投資の計画を含めたプロジェクト。
- b) 投資計画では分類されていない実質的な資産。
- c) 資本金の振替え。

投資計画に組み込まれていない資産の実質購入に関する予算の割り当ては、資産・サービス管理システムの基準を念頭に置いた上で、大蔵省が定める予算限度と各機関の資金的な制約にもとづいて、調整しなければならない。

本項目の予算は、特に、投資計画やプログラムの資金調達を目指した現行法規類や機関間の協定に従って、割り当てられる。

公共投資の概念は、公共投資システムの基準にも述べるように、“サービス業務の提供や物資の生産に関する国の能力を広げるために、公共支配の物的資本や人的資本を増やす、改善する又は更新する目的で、公共資金を使用する全ての行為が、公共投資と理解される”。公共投資の概念には、公共部門の全ての機関や組織が行う先行投資や本格投資の全ての行為が含まれる。

先行投資と本格投資に関して、公共機関が行う年間予算の策定は、1996年 6月18日付け最高決裁令第216768号で承認された公共投資システム（SNIP）の基準に従わなければならない。

先行投資と本格投資の支出は、プロジェクトの項目の予算に計上される。これらの投資を含めたプロジェクトは、公共投資システム基準に従って、投資情報システム（SISIN）に、下記の条件を満たした上で、登録されていなければならない。

- a) プロジェクト名。
- b) プロジェクトの等級：プロジェクト、プログラム又は基礎調査。
- c) プロジェクトの分類：部門規模、県規模又は現地（地方自治体）規模。
- d) 先行投資プロジェクトの場合は、プロファイル、詳細プロファイル、実現性予備調査、実現性調査、最終設計などの段階を明示しなければならない。同じ年に、複数の先行投資段階が踏まれるプロジェクトは、前の段階の成果にもとづいて、次の段階に進むものとする。同じく、先行投資の或る段階が、前年度に着手され、次年度も続行する場合は、その旨を明記しなければならない。
- e) プロジェクトの実施段階に、或る特定の公共機関が資金を調達し、その操業段階で、他の公共機関の資金を拘束する場合は、プロジェクトの実施、操業や資金調達に関する機関間の協定を、公共投資システム基準に従って締結し、大蔵省に提出しなければならない。
- f) 先行投資と本格投資の各段階の推定的な支出予算。
- g) 先行投資プロジェクトや本格投資プロジェクトに外国資金が付く場合は、融資機関の証明書。
- h) 調査又は事業の月間進捗行程表、支払い計画や各段階の開始予定期日と終了予定期日。
- i) プロジェクト実施機関の最高当局者の決裁書を、公共投資システム基準に従って提出する。

公共部門の全ての機関は、下記に従って、先行投資や本格投資のプロジェクトに関する予算を立てなければならない。

- a) 先行投資と本格投資の資金割当ては、支出項目別に記載すると共に、資金源と融資機関を明記する。
- b) 継続中のプロジェクトや新規プロジェクトの資金は、公共投資・国際金融次官室の意見を仰いだ上で、人件費、人件費外サービス費、物資・補給品などの支出項目別に予算化することができる。

大蔵省の予算・会計次官室は、投資情報システム（SISIN）に正式に登録され、公共投資・国際金融次官室から報告された先行投資や本格投資のプロジェクトのみを、国家総合予算案に編入する。

県庁は、自治体政府と協定を結んだ上で、地方自治体の現地プロジェクトに、協調

融資を行うことができるが、この協調融資は、資本振替え支出項目で予算化されていなければならない。銀行以外の公共金融機関又は各省とその管下の機関は、県庁や自治体政府と協定を結んだ上で、県庁や地方自治体政府のプロジェクトに、協調融資を行うことができるが、この協調融資も、資本振替え支出項目で予算化されていなければならない。

支出項目 460：“投資のための調査とプロジェクト”への資金割当ては、契約備上の必要性、期間や期待される成果が、明確に根拠付けられた専門コンサルとの作業契約のみに、仕向けられる。

IV-1-3-4 公共債務予算

国内公共債務及び対外公共債務に対する予算の割当ては、借款契約で裏付けされていると共に、該当する場合は、中央銀行と財務・公債次官室の公債局の精算書が、添付されていなければならない。中央政府その他の機関宛ての資金として、大蔵省が契約導入した対外公共債務は、国庫の予算に編入される。県庁、自治体政府や公営企業の対外公共債務は、夫々の機関の予算に編入される。

国庫負担の債務で、1999年12月31日までに返済されなかった、又は延滞に陥っているものは、2000年度の国庫予算に編入される。その他の債務返済資金は、“支払勘定減額”の予算項目に計上される。各機関は、債務返済の予算を優先的に確保しなければならない、債務返済の履行は、各機関の最高当局者の独占的な責任下にある。

IV-1-3-5 振替え予算

一般振替えと資本振替えの記録は、部門の筆頭機関が行うものではなく、各機関が行う。この記録には、資金源、融資機関と振替えを行う機関の符号を、特記しなければならない。

外国政府や国際協力機関宛ての国庫資金の振替えは、国庫の予算に整合して行われる。特定の調達された資金の振替えは、該当する公共機関の予算に従って、実施される。

IV-1-4 予算案の提出と添付基本書類

公共部門の各機関は、下記の書類を添付した上で、2000年度の予算案を提出しなければならない。

- a) 各予算項目の資金割当てを裏付ける計算書。
- b) 国内外の融資や無償供与を裏付ける協定書又は法規類。
- c) 債務サービス料を裏付ける書類。
- d) 受領する、又は譲渡する全ての振替え資金を裏付ける書類。

公共部門の各機関は、大蔵省が定める期日までに、2000年度の予算案を提出しなければならない。予算案は、上記の書類が添付されている他、機関の最高当局者が署名し、役員会や議会の条例で承認を受けた上で提出しなければならない。予算案の提出は、大蔵省宛てに行われ、その内容の検討や分析は、予算・会計次官室が行う。

V 予算案の作成から国会承認までの流れ

全ての公共機関は、既存の制度やシステムに従って予算案を作成し、大蔵省が定める期日までに提出しなければならないが、その流れを簡単に下記する。

- ① 大蔵省の予算・会計次官室は、前述した次年度の予算案作成基準書、予算案作成コンピュータプログラム、会計年度上半期の収入実績や支出実績、下半期の予測や翌年の経済成長率などの予測に従った各機関（各省、県庁、自治体政府及びその他の公共機関や公営企業）の指標的な収入予定額や制限的な最大支出限界額、予算案の提出期限などを、毎年 9月頃に各機関に通知する。
- ② 各機関は、上記①の通知を受けたならば、その内容に従い、且つ予算システム、公共投資システム、業務計画システム、年度業務計画（Plan Operativo Anual: POA）などに従って、各自の予算案を作成し、夫々、県議会、市議会、理事会や役員会の承認を得た上で、10月頃に予算・会計次官室に提出する。
- ③ 予算・会計次官室は、各機関から提出されてきた予算案の妥当性を確認し、その内容に、修正や擦り合せなどの調整を行った上で、全体的な予算案（国家予算案）

を作成し、大蔵大臣に提出する。大蔵大臣は、内閣の承認を得るために、それを、11月末までには内閣に提出する。

- ④ 内閣は、国家予算案の内容を検討し承認した上で、国会の承認を得るために、それを、12月初旬には国会に提出する。
- ⑤ 国会は、内閣から提出されてきた国家予算案を審議し、一部変更や修正を加える必要がある部分については、それを内閣に提示した次年度の予算法を12月中に法令化し、その発布を内閣に指示する。
- ⑥ 内閣は、予算法の発布の指示を受けたならば、それを発布すると共に、変更や修正の指示が法令化されていれば、予算・会計次官室で、その変更や修正を行い、予算を確立して、翌年の1月1日から実施する。但し、1998年度の予算は、現政権が誕生したばかりで、組織構造の変革や人事組織の交替などに手間取り、実際に予算が法令化されたのは、1998年の2月20日であったことを付記する。

更に、補正予算については、下記の手順が取られる。

- a) 予算・次官室は、上半期の予算消化の実績にもとづいて、予算の補正や他項目への振替えなどを行う必要がある機関は、その補正案を提出するよう、6月から7月にかけて、提出期限も含めて各機関に通知する。
- b) 補正を行う機関は、8月頃に、その案を予算・次官室に提出する。
- c) 予算・次官室は、各機関から提出されてきた補正案を集成し、上記③～⑥の手順で法令の発布に持ち込むが、法令が発布されるのは9月以降である。

尚、補正予算は、各機関の自己収入金のみを対象にして行われ、国庫が割当てる資金を、或る支出の部から他の支出の部へ振替えたり、補正を行ったりして、国家予算の構成を変更する場合は、大蔵省や国会の特別の承認を要する。

VI 1998年度の予算

1998年度の国家予算は、1998年2月20日に国会が発布した予算法第1826号で承認され、同年の3月から実施された。予算法第1826号と、1998年11月23日に、同じく国会が発布した補正予算法第1908号の概要を、以下に述べる。

VI-1 予算法第1826号

一般適用基準

- ① 国家憲法第59条 3節、即ち、『行政権から提出された予算案にもとづき、各会計年度に於ける公共部門の予算を定める』権限に従い、立法権は、1998年度に実施される公共部門の予算を、添付書類に示す明細で承認した。 1998年度の Pre - supuesto Consolidado（確定予算）は、Bs. 23,292,566,630.00)である。
- ② 本予算法は、政府管理監督法第1178号に従って、公共部門の全機関に適用される。各機関の最高当局者は、予算を適切に実施する責任者であり、本予算法や他の現行法規類に定める規定を、全面的に順守しなければならない。
- ③ 助成金、交付金や共同参加配分金の名目により、国庫から資金の振替えを受ける公共機関で、その収入と支出が本予算書に明示されていないものは、大衆参加法第1551号第20条 1節、即ち、『税収の共同参加配分は、法律に定める権限の行使や大衆の参加を達成するために、国家収入の資金を、自治体政府や公立大学に譲渡するものと理解される』の効力にもとづき、役員会や市議会の承認を得た予算書を、1998年 3月31日までに、大蔵省に提出しなければならない。
- ④ 本予算法で承認された支出予算の割当額は、支出の最大限度をなすものであり、その実施は、各支出項目の法的手順に従うものとする。 最大限度の修正は、予算修正に関する現行の基準に従って行わなければならない。 全ての公共機関は、承認された予算に含まれていない資金を負担する、又は支出を行うことはできない。
- ⑤ 行政権は、大蔵省を通じて、公共機関の予算の 30%までを調整し、修正することができると共に、外国からの融資、無償資金協力や供与を伴った公共投資の予算を修正する権限を有する。 同じく、本予算法の発布以降に、国際協定にもとづいて、公共機関が外国から導入する計画資金や現地負担金が、本予算法では予算化されていない場合は、それを整合して予算に編入する権限を、大蔵省に与える。
- ⑥ 公共機関は、国会の承認なくして、公共投資に割当てられている予算を一般支出に振替えたり、予算項目 10000：“人件費”の増額に割当てすることはできない。

更に、公共機関は、財務・公債次官室が、国庫負担で毎月割当てる予算額以上の資金を拘束する、又は支出することはできない。

- ⑦ 予算額が本予算法の条件や限度で実施されるよう、大蔵省は、予算・会計次官室を通じて財務管理規定を發布し、承認された予算の実施、フォローアップ、監督、評価、調節、及び機関内・機関間の振替えを規制する。大蔵省が各機関の財務内容、予算実施や負債限度に関するフォローアップ、評価や監督を行うことができるよう、各機関は、それらの情報の提出を大蔵省から要求されたならば、定められた期限内に提出する義務がある。各機関の収入、支出や公共投資に関する毎月の予算実施状態は、現行法規類や予算システム、統一経理システム、国庫・公共債務システム、公共投資システムの各基準に従って、毎月10日までに、大蔵省の会計局に提出しなければならない。大蔵省は、この規定を厳格に守らない公共機関が、金融システムに預金している公共資金を凍結する、又は規定を守らない公共機関の予算変更要請に応じない権限を有する。
- ⑧ 全ての公共機関は、管下のプロジェクトチームの資金も含めて、その財務資金を財務・公債次官室が認可する公共資金口座に預金する義務を持つ。或る特定目的を達成するために、国外に口座を開設する必要がある場合は、同じく、財務・公債次官室の許可を受けなければならない。
- ⑨ 資金を融資する目的で特に設立されている公共金融機関の融資業務を除き、他の公共機関の間で、財務資金の融資を行うことは禁じられている。Superintendencias Generales de Sistemas de Regulaciones (SIRESE:部門規制総監督局)の場合は、各規制システムの監督局の業務を確保するために、本予算法で割当てられた資金を、各規制システムの監督局の予算に振替えることを許可する。
- ⑩ 中央政府は、民営化が予定されている公営企業の予算を、民営化の期日に合わせて調節する権限を持つ。民営化計画に編入されている公営企業は、大蔵省の明確なる許可なくして、本予算法に定める以外の国内外の融資を手続きする、又は導入することはできないし、企業の準備資金を拘束する先行支出を行う、又は先行支出を約束することはできない。
- ⑪ 道路建設計画や道路維持管理のために、県庁は、1998年度予算に繰り込まれた石油製品特別税(IEHD)の収入資金を、他の目的に使用することはできない。

- ⑫ 1998年度の国家予算で予定されている公共部門の賃金アップ、公務員数の自然増、新しい職場の設営、行政管理再編成、及び最低賃金 Bs. 300.-の設定は、このために発令される補足細則令に従って、予算項目10000: “人件費” の予算限度内で適用される。大蔵省は、補足細則令に従い、且つ人件費” の予算限度内で、機関内又は機関間の人件費予算の振替えを行う権限を有する。
- ⑬ Escudo Epidemiologico Nacional (国家感染症対策プログラム) を強化するために、保健・年金省の感染症担当局が各県庁向けに要請している予算を再編成する権限を、大蔵省に与える。大蔵省と保健・年金省は、技術調査を行った上で、本プログラムに投入される人員の ITEMS (人件費項目) の増加、職級や年功などに関する資格評価を行って、必要な人員を補充しなければならない。
- ⑭ 公共機関の組織構造、給料水準、人件費予算などの変更は、各公共機関を管轄している部門筆頭省と大蔵省が発する二省間省令をもって、明確な許可を得なければならないが、部門筆頭省と大蔵省は、財務的な持続性に関する技術調査にもとづいて、その許可を発するものとする。
- ⑮ 公共部門の給料制度は、行政権が規定するが、最高の受給者は、共和国大統領であり、大臣の給料は、国会議員の給料に相当するとの原則に立って、公務員の給料水準を定めるものとする。
- ⑯ 行政地方分権化法が発布される前に、国際融資を契約して実施されている公共投資計画で、契約条件の内容より、実施機関を変更できないものは、これまで通り中央政府の分権機関や分離機関の本部が、責任を持って担当する。それらの公共投資計画の現地負担金は、該当の県庁が夫々資金調達する。
- ⑰ 司法権改革法第1455号の第41条と第42条に定める規定は、同法の暫定措置第 5条に定める細則令が承認されるまで、適用しないものとする。
- ⑱ 国家規模、県規模又は地方自治体規模の全ての公共機関は、全ての国内融資又は国際融資を契約導入する前に、負債能力を財務・公債次官室に立証しなければならない。融資導入とは、各機関が国内外の民間部門、公共部門、機関、代理人又は個人から取得する直接融資、間接融資や協力資金などの全ての類いの債務を意味し、各会計年度末に精算されていない返済金や滞納金も含まれる。融資を

導入する計画実施機関、又は負債機関は、融資を、その導入目的に従って、独占的に使用する。 政府管理・監督システムに定める如く、融資金の記帳と適格な利用は、各機関の最高当局者の責任である。 分権機関、分離機関、自立機関又は自治機関は、本会計年度の債務について、下記の方針に従わなければならない。

- 1) 本会計年度に支払う負債サービス料（元本返済、利子、手数料や口銭）は、前会計年度に得た一般収入金の 20%を超えてはならない。
- 2) 本会計年度の負債総額は、前会計年度に得た一般収入資金の 200% を超えてはならない。

明確なる条例をもって、上記を規定する権限を、大蔵省に与える。 公共機関は、規定が發布されるまでは、財務・公債次官室の明確なる許可を得なければならない。

- ⑭ 公共機関が車両や携帯無線電話（CELULAR 電話）を適切に利用するように、行政権は、規定をもって、その購入と使用を規制する。
- ⑮ 法令第1788号第18条、即ち、『幹線道路（国道）の建設計画や維持管理計画は、道路公団（SNC）の責務である。 行政権は、政令をもって、道路網の国家規模、県規模及び地方自治体規模を分類する』は、その分類と規定が明確化されない限り、本会計年度には、適用を見送るものとする。
- ⑯ 組織の解散と財務処理が行われている Fondo Nacional de Vivienda（FONVI：国家住宅基金）その他の機関は、財務処理の期間中は、回収資金をもって運営費や短長期負債を賄う。 これに関して明確な規定を定める権限を、大蔵省に与えるが、これらの公共機関は、大蔵省が規定を發布するまでは、資金の運営に付いて、財務・公債次官室の明確なる許可を受けなければならない。
- ⑰ 国庫その他の資金調達機関が振替える資金で賄われる予算項目 20000：人件費外サービス費、30000：資材・補給品、及び 4000：資産に関する夫々の支出予算は、予算案から 2% 減額して設定される。
- ⑱ 国税局の税金増収率を、1997年度の 2% から、1998年度は 3% にアップする。 同じく、関税局の税金増収率を 4% から 6% にアップする。

- ㊸ 本法に添付する予算書に従って、予算を調整し修正する権限を、大蔵省に与える。
- ㊹ Patacamaya～Tambo Quemado 間道路建設計画で余った資金の総額を、原契約の定めに従って、他の諸計画に振替えるべく、行政権は、融資機関と交渉するものとする。
- ㊺ 各県で道路公団が行っている公共投資計画の現地負担金は、中央政府が、県庁に振替えなければならない県補償基金の負担で賄うことを、大蔵省に許可する。

1998年度予算法第1826号の概要は上記の通りであるが、予算書の内容は、添付資料－Ⅰ(表-1～17)を参照頂きたい。尚、この予算書は、国庫が担当している収入支出の予算を述べたものであり、例えば、地方自治体政府の独自の収入資金、及びその資金で負担される支出予算などは、編入されていないことを、念のために付記する。

VI-2 補正予算法第1908号

1998年度予算法第1826号の修正

中央政府、分権機関、県庁、地方自治体政府、社会保険機関、公営企業や金融機関などで構成される全公共部門の1998年度の確定予算と暫定予算を、添付書類 1～13に従って、夫々 Bs. 1,805,077,260.00 及び Bs. 2,219,064,745.00 追加することを承認する。

公共機関の支出予算項目 10000：“人件費”を追加するために、添付書類-11に従って、予算額を Bs. 24,224,029.00まで変更することを許可する。同じく、公共投資予算の中の Bs. 62,364,646.00を、他の支出予算に振替えることを許可する。

資本支出や一般支出を賄うために外国から導入する融資や無償資金協力で、本法に記載されていないものは、大蔵省が補正予算に追加して組み込み、予算消化を行うことを行政権に許可するが、その経過は、国会に正式に報告しなければならない。

機関内又は機関間の予算変更や振替えが、下記の事例に陥っていない場合のみ、機関内又は機関間の予算修正を行うことを、行政権に許可する。

- ①追加支出の総額を増やす。
- ②予算項目 10000：“人件費”の支出総額を増やす。
- ③投資予算に仕向けられている資金を他の支出予算に回す。

尚、これらの変更は、国会しか承認できない。

行政権は、大蔵省を通じて、本法とその添付書類を適用するために必要な全ての行政的措置や実施仕様を承認する。更に、Ley de Derechos y Privilegios para los Mayores（高齢者特権法）と Seguro Medico Gratuito de Vejez（高齢者医療無償保険）を履行するために、予算の機関内又は機関間の変更や振替えを行うことを、大蔵省を通じて、行政権に許可する。

1998年度国家予算法第1826号は、本法令第1908号の内容で上記の如く補正されたが、補正予算の内容については、添付資料-II(表-17~23)を参照乞う。

VII 1999年度の予算

1999年度の国家予算は、国会が1998年12月17日に発布した予算法第1928号で承認され、同年の 1月 1日から実施に移された。 予算法第1928号と、1999年 9月24日に、同じく国会が発布した補正予算法第2016号の概要を、以下に述べる。

VII-1 予算法第1928号

VII-1-2 予算の承認と適用範囲

国家憲法第59条 3節、即ち、『行政権から提出された予算案にもとづき、各会計年度に於ける公共部門の予算を定める』権限に従い、立法権は、1999年 1月 1日から同年の12月31日までに実施される公共部門の予算を承認した。 1999年度のPresupuesto Consolidado（確定予算）は Bs. 24,105,293,864.00であり、Presupuesto Agregadoは Bs. 32,365,542,484.- である。

(注記： Presupuesto Agregado とは追加予算の意味にも取れるが、実は、公共部門の全ての機関が収入予算の指標や支出予算の最大限度に従って作成した予算案を、大蔵省が累積して纏めたものであり、暫定的な性格をもつことより、以後、暫定予算と呼ぶことにした。 Presupuesto Consolidado は、大蔵省が公共部門の全機関の予算案の貸方／借方勘定や予算項目の重複などを整理し、調節した上で、マクロ経済指数にもとづいて確定した後の予算であることより、確定予算と呼ぶことにした)。

本予算法は、政府管理監督法第1178号に従って、公共部門の全ての機関に例外なく適用される。 各機関の最高当局者は、予算を適切に実施する責任者であり、本予算法や他の現行法規類に定める規定を、全面的に順守しなければならない。

助成金、交付金や共同参加配分金の名目で国庫から資金の振替えを受ける公共機関で、その収入と支出が本予算書に記載されていない公共機関は、大衆参加法第1551号第20条 1節、即ち、『税収の共同参加配分は、法律に定める権限の行使や大衆の参加を達成するために、国家収入の資金を、自治体政府や公立大学に譲渡するものと理解される』の効力にもとづき、役員会や市議会の承認を得た予算書を、1999年3月31日までに、大蔵省に提出しなければならない。

VII-1-2 予算の実施

本予算法で承認された支出予算の割当て額は、支出の最大限度を示すものであり、その実施は、各支出項目の法的手順に従うものとする。 最大支出限度を修正する場合は、予算修正に関する現行の基準に従って行わなければならない。 全ての公共機関は、承認された予算に含まれていない資金を負担する、又は支出することはできない。

立法権は、予算の修正が下記を目的にしていない場合のみ、行政権の各機関内部や機関間の予算修正を行う許可を、行政権に与える。 尚、この予算修正は、国会の承認を要する。

- a) 暫定支出予算の総額を増やす。
- b) 項目100.00：人件費の支出総額を増やす。
- c) 投資計画の資金をその他の支出に回す。

資本支出、一般経費、融資返済などに仕向けられる各種還元税が増収する場合は、増収分の資金を、これら名目の予算に追加編入することを大蔵省に許可するが、いずれにしても、立法権に正式に通知しなければならない。同じく、無償供与や国際的な借金を、本予算法には明記されていない資本支出や一般支出の項目に組み込んで消化することを大蔵省に許可するが、これも立法権に、正式に通知しなければならない。

公共機関は、大蔵省の財務・公債次官室が、国庫負担名目で、毎月割当てる予算額以上の資金を拘束する、又は支出することはできない。予算額が本予算法の条件や限度の範囲で実施されるよう、大蔵省は、予算・会計次官を通じて、財務管理規定を發布し、承認済み予算の実施、フォローアップ、監督、評価、調節、及び機関内又は機関間の振替えを規制する。大蔵省が、各機関の財務内容、予算実施や負債限度に関するフォローアップ、評価や監督を行うことができるよう、各機関は、大蔵省からそれら情報の提出を要求されたならば、定められた期限内に提出する義務がある。各機関の収入、支出や公共投資に関する毎月の予算実施状態は、現行法規類と予算システム、統一経理システム、国庫・公共債務システム、公共投資システムの各基準に従って、毎月の10日までに、予算・会計次官室の国家会計局に提出しなければならない。

大蔵省は、財務・公債次官室を通じて、この規定を厳格に守らない機関が金融システムに預金している公共資金を凍結する、又は予算・会計次官を通じて、規定を守らない機関の予算変更要請に応じない権限を有する。

特定のプロジェクトや計画を有する公共機関は、プロジェクトや計画を担当する部署やプロジェクト実行チームも含めた財務資金を、財務・公債次官室が認可する公共資金勘定口座に預金する義務を持つ。公共資金勘定口座以外の口座に、財務資金を預金している機関は、本予算法発布期日から1ヶ月以内に、財務・公債次官室と調整した上で、その状態を正常化しなければならない。

資金を融資する目的で特に設立されている公共金融機関の融資業務を除き、他の公共機関が、相互に財務資金を融資し合うことは禁じられている。

行政権は、大蔵省を通じて、民営化が予定されている公営企業の予算を、民営化の期日に合わせて調節する権限を持つ。民営化計画に編入されている公営企業は、

大蔵省の明確なる許可なくして、本予算法に定める以外の国内外の融資を手続きする、又は導入することはできない。

石油製品特別税（IEHD）の共同参加配分の一部は、道路公団（SNC）が行う道路建設計画や道路維持管理計画の現地負担金として、割当てられているが、この資金を他の目的に使用することはできない。道路公団の予算に組み込まれている道路計画の現地負担金を調達する義務を、県庁が履行しない場合、大蔵省の財務・公債次官は、県庁の公共資金勘定口座の石油製品特別税（IEHD）を借方勘定に回して、現地負担金を手当てすることができる。

行政地方分権化法を發布する前に、国際融資を伴った投資計画を実施している中央政府の分権機関や分離機関で、融資契約上より、実施機関の名義を変更できないものは、引き続きそれら分権機関や分離機関の本部の責任下におかれる。それら投資計画の現地負担金は、計画が終了するまで、県庁が賄わなければならない。県庁が、現地負担金の調達義務を定められた期限内に履行しない場合、大蔵省の財務・公債次官室は、県庁の公共資金勘定口座を借方勘定に回して、現地負担金を手当てすることができる。

国内外の融資を国庫資金勘定で返済する義務を持つ公共機関が、協定書や法規類に定める期限内に、義務を履行しない場合、大蔵省の財務・公債次官は、それら公共機関の公共資金勘定口座を借方勘定に回して、返済資金を手当てすることができる。

VII-1-3 人件費予算

1999年度の国家予算で予定されている公共部門の賃金アップ、公務員の自然増員、職席や職場の新設、行政管理の再編成や人事管理システム基準の適用は、予算項目10000：“人件費”の予算限度内で手配される。或る公共機関に、人件費予算限度以上の賃金アップを行う必要が生じて、予算を修正しなければならない場合、大蔵省の予算・会計次官は、その超過額を補正予算に編入した上で、予算の実施を公共機関に許可することができるが、その許可は、立法権に正式に通知しなければならない。

定年退職に伴う公務員の欠員数は、最高 50%までを新規雇用で補充することができるが、その補充は、大蔵省の予算・会計次官の明確な許可を得なければならない。

定年退職に仕向けた予算が余る場合、その予算を他の予算項目に振替えてはならない。 公務員の自然増員、職席や職場の新設、及び行政管理の再編成などのプロセスに伴う公共機関の組織構造、給料水準や人件費予算などの変更は、各機関の財務的な持続性に関する技術調査にもとづいて、機関を管轄している部門筆頭省に申請され、部門筆頭省と大蔵省が発する二省間省令をもって、明確な許可を得なければならない。

VII-1-4 公共債務に関する予算

国家規模、県規模及び地方自治体規模の全ての公共機関は、国内外から融資を導入する前に、融資導入の手続き開始を財務・公債次官室に登録し、国庫・公共債務システム基準に従って、許可を得なければならない。 融資導入とは、各機関が国内外の民間部門、公共部門、機関、代理人又は個人から取得する直接融資、間接融資や協力資金などの全ての類いの債務を意味し、各会計年度末に精算されていない返済金や滞納金も含まれる。 融資を導入する計画実施機関又は負債機関は、融資を、その導入目的だけに独占的に使用するものとする。 政府管理・監督システムに定める如く、融資金の記帳と利用は、各機関の最高当局者の責任である。

分権機関、分離機関、自立機関又は自治機関は、債務について、本会計年度は、下記の方針に従わなければならない。

- 1) 本会計年度に支払う負債サービス料（元本返済、利子、手数料や口銭）は、前会計年度に得た一般収入金の 20%を超えてはならない。
- 2) 本会計年度の負債総額は、前会計年度に得た一般収入金の 200% を超えてはならない。
- 3) 本予算法発布以後は、大蔵省の明確なる許可なくして、コンセSSIONナル（譲歩的）なソフト融資以外の融資を導入することを禁じる。

分権機関、分離機関、自立機関又は自治機関で、本会計年度に、上記の限度を超える負債を有する機関は、今後 5年間で限度以内に適合させるために、財務再編成計画を財務・公債次官に提出し、大蔵省と合意しなければならない。

VII-1-5 その他の規定

本予算法では、添付書類 No. 1-A, 1-B, 2, 3 に夫々述べる機関内振替資金や機関間振替資金として、Bs. 154,674,969.00 の追加が国会で承認され、夫々の予算項目に割当てることが、大蔵省に許可されることになる。これにより、1999年度の確定予算は、Bs. 24,259,968,833.00に達する一方、暫定予算も Bs. 302,905,097.00 が増額され、その総額は Bs. 32,668,447,581.00に達することになる。

司法権組織法第1455号 5条に定める細則令が発令されるまで、同法の41条及び42条に定める規定は、適用されない。

県道路局の給料・賃金の減額分は、その全てが公共投資計画に仕向けられる。

社会保険機関が徴収する医療保険金の全額の 10%は、国家感染症対策キャンペーン（予防接種その他）を賄うために、保険・年金省に振り替えられる。医療保険金の徴収業務を入札に掛けて委託するよう、社会保険機関に、その許可を与える。

仮設廃滓ダムを建設するために必要な資金、推定総額 Bs. 2,284,000.00 の 50%を融資導入するよう、大蔵省に許可する。残りの 50%は1998年 9月 9日に署名されたポトシー／タリハ／チュキサーカ 3 県の県庁間合意書に従って、3 県庁の夫々の予算で負担される。

1999年度予算法第1928号の概要は上記の通りであるが、予算書の主な内容は、添付資料-IV(表-27~43)を参照乞う。尚、この予算書は、1998年度の予算書と同様、国庫が担当している収入／支出分の予算を述べたものであり、例えば、自治体政府の独自の収入資金と、その資金で負担される支出予算などは、編入されていないことを、念のために付記する。

VII-2 補正予算法第2106号

1999年度予算法第1928号の予算の修正を承認した 9月24日発布の補正予算法第2016号の概要は、下記の通りである。

1999年度予算法第1928号の修正

中央政府、分権機関、地方自治体政府、社会保険機関、公営企業や金融機関などで構成される全ての公共部門の1999年度の確定予算額と暫定予算額を添付書類 I～X に従って、夫々 Bs. 785,299,244.00 及び Bs. 807,996,344.00 追加することを承認する。

予算項目10000: “人件費” の予算額を添付書類 XI に従って、Bs. 28,672,426.00 まで追加すると共に、添付書類 XII に従って投資予算額の中から、Bs. 707,676.00 を他の予算項目に振り替えることを承認する。

上記は、行政権から提出されて来た補正予算案を承認するものであるが、更に、下院議会の財政委員会が検討し合意した機関間振替資金と追加資金を、添付書類 XIII に従って、手配することを承認する。

国会議員は、本会計年度から完璧な医療保険を備えていることより、社会保険に対する雇主分担金を支払う義務はない。 同じく、外国に派遣されている公務員の雇主分担金を支払う義務もない。

当初は Derechos Reales (物権登録所) の賃金や報酬に割当てられていた予算 Bs. 12,000,000.00 と、予算項目 154.00: “その他予備費” の予算 Bs. 22,000,000.00 を、1999年 1月に溯った裁判官や判事の給料アップ、新規雇用の公務員を人件費項目リストに編入するための費用 Bs. 6,883,805.00 、及び司法権、農業裁判所や司法学院の臨時職員費 Bs. 2,722,012.00 に、夫々振替えることを司法権に認める。 更には、農業裁判所と司法学院で新規に雇用される臨時職員の報酬、及び予算項目 113.30: “その他賞与” の部分を補強すべく、本法で振替えた資金の中から、Bs. 3,678,840.00を割当てて、司法権に認める。

本法とその添付書類を適用し履行するために、必要な詳細や仕様書を、大蔵省が發布する省令で規定する権限を、行政権に与える。

1999年度の国家予算を承認した1998年12月17日発布の法令第1928号は、本法令第2106号の内容で補正された。

以上が、補正予算法第2016号の概要であるが、補正予算の主な内容については、添付資料－V(表-44～54)を参照頂きたい。

VIII 2000年度予算

大蔵省は、1999年9月下旬に2000年度の予算案を作成するよう、全ての公共機関に指示した。2000年度も、1999年度と同じく、財政引締政策を行うとして、①全ての公共機関は、公共投資諸計画の優先度に従って、支出予算を策定し、他の部門は10～30%の経費削減を行うこと、②各機関の業務効果と目標の達成度を評価できるよう、予算案には、業務効果指数を添付すること、③保健、教育、基本衛生などの社会分野と基盤構造物に対する投資や一般経費に、国際協力機関などから多額の援助約束を取り付けているので、予算の資金は、これらの分野の計画に優先的に割当てること、④2000年度の政府の収入源は、国内税や関税による税金、無償協力資金、及び譲歩的で低利率な国際融資などの外国資金、及びAFPs(年金基金)からの国内融資に限定すること、⑤1999年度の国内税金と関税収入は、余りにも過大に設定されたので、2000年度の税金は現実的に設定することなどを、主な方針として打ち出した。

大蔵省は、公共機関から提出されてきた予算案をまとめ、修正を加えた国家予算案を、1999年12月の上旬に国会に提出した。大蔵省の予算案によると、確定予算は、1999年度と同程度の Bs. 24,065,280,595.00(約 US\$. 3,913,000,000.00)、暫定予算は、1999年度のそれよりも Bs. 5,000,000.00 少ない Bs. 31,437,520,000.00(US\$. 5,112,000,000.00)に設定された(注記:換算レートは、政府が2000年度予算に設定した Bs. 6.15/US\$.であり、本項のドル価格には、このレートを適用する、更に、ドル金額は、全て概算額で表示する)。経済成長率は、ブラジル経済やアジア経済の回復が見られることより、ボリヴィアの主な輸出品である原料の価格上昇を見越して4～4.5%に設定、インフレ率も4～4.5%、通貨換算レートは、年平均で Bs. 6.15/US\$.、国内税の増収率9.9%、関税増収率21.8%、財政赤字は、国内総生産(PIB)の3.7%相当が設定された他、空路出国の際の空港使用料を、現在のUS\$. 20.00 からUS\$. 25.00に増額することが予定された。

一般収入の Bs. 15,599,529,079.00(約 US\$. 2,536,500,000.00)は、主として民営化、税金や資産売却などで得る資金である。資本収入は Bs. 1,349,478,518.00(US\$. 219,000,000.00)であるが、その内のBs. 514,135,963.00(US\$. 83,600,000.00)

は無償協力資金に頼り、国際融資でBs. 7,116,272,988.00 (US\$. 1,157,100,000.00)の資金を調達するとしている。収入資金は、一般支出Bs. 14,544,552,549.00(US\$ 2,365,000,000.00)、資本支出 Bs. 4,824,756,804.00 (US\$. 784,500,000.00)、及び債務返済 Bs. 4,695,971,242.00 (US\$. 763,500,000.00)を賄うことになる。一般支出の中の給料・賃金項目は、特に教育分野、保健分野、軍隊や警察などの公共使用人の自然増員を考慮し、1999年度予算に 2.5% を加えて Bs. 295,000,000.00 (US\$. 48,000,000.00)を増額し、Bs. 4,751,736,614.00 (US\$. 772,600,000.00)に設定した。公共投資の予算は、保健、教育、基本衛生、住居・生活基盤を含む社会分野に 48.2%相当のBs. 1,818,571,369.00 (US\$. 295,700,000.00)、これに、同じく社会分野と見なされる農村農業開発部門に10.4% 相当のUS\$. 292,659,959.00(US\$ 47,600,000.00)を加えると、社会分野全体の公共投資は Bs. 2,111,231,328.00(US\$ 343,300,000.00) に達する。道路や電力などの基盤構造部門には、32.3%相当のBs. 1,218,385,011.00 (US\$. 198,100,000.00)が予定されており、この部門も貧困対策の一環であると考えれば、貧困対策に関する公共投資は、公共投資全体の90% 以上を占めることになる。詳細は、後述する添付資料-VII (表-60~64)を参照乞う。

上記の予算案が12月 7日に提出され、10日間に渡って国会で審議された後、経済成長率 4.5%、インフレ率4.5%、財政赤字 3.7%、確定予算 Bs. 24,065,280,595.00や暫定予算約 Bs. 31,437,000,000.00などが、そのまま承認されて法令化され、中央政府は、12月23日に2000年度予算法を発令した。

IX 国際融資

主として、公共投資に仕向けられる借款や経済協力を外国政府や国際協力機関と交渉し、その協定や契約の締結を促す権限や責任は、大蔵省の公共投資・国際金融次官室にある。借款や経済協力に関するシステムや基準の有無を問い合わせた結果、大蔵省は、約 2年前に、このシステムや基準の作成を試みたが、公共投資システム、業務計画システムや国庫統一経理システム等と重複して繁雑になったり、矛盾が生じたりしたので、作成を保留し、将来的には、種々の関係法令やシステムを見直し、又は整合させて作成した上で、システム化する必要があるが、現在のところは、基本的には行政権組織法第1788号や公共投資システムに従って運営している。国際融資に関する基準や手順の詳細は、前述した行政機構や公共投資システムを参照

頂くとして、この項では、公共投資と国際融資に関する各公共機関の役割や手順の概略を述べることにする。

- ① 公共投資部門の筆頭機関である大蔵省は、中央政府、県庁、自治体政府その他の公共機関が公共投資プログラムを作成するための方針や基準、及びその提出期限を各機関に通達する。公共投資プログラムとは、国家社会経済開発総合計画、県開発計画や地方自治体開発計画で、夫々決定された優先度に従って整理された、公共投資システムの基準や条件を満たす一連の公共投資計画の実施プログラムであり、既に資金の調達が確定している公共投資予算と、資金の調達を計画する資金需要プログラムで構成されている。公共投資予算は、投資計画を実施するために、国家予算や各機関の予算に毎年編入される一連の割り当て資金であり、この予算には、資金の調達が確定している公共投資計画しか編入されない。資金需要プログラムは、公共投資プログラムの一部を成す公共投資計画ではあるが、実施するための資金を十分に備えておらず、その資金需要は、将来の会計年度の国家資金や国際協力の枠内に於ける借款や無償資金協力を交渉し契約して賄われる、一連の計画プログラムである。
- ② 各分野の筆頭機関である各省は、担当分野の投資計画に関する政策、及び県庁や自治体政府の投資計画に対する協調融資政策を、国家社会経済開発総合計画に従って策定する。管下の次官室、開発基金や投資基金も含めた公共機関は、これらの政策を守らなければならない。
- ③ 各省管下の次官室と公共機関は、大蔵省が設定した方針や基準に従い、且つ国家開発計画に従って、担当分野の公共投資政策、協調融資政策や公共投資予算案を作成する。公共投資予算案には、公共投資政策や協調融資政策で設定された担当分野の公共投資計画や協調融資計画に対する予算も含める。更には、国内外からの資金調達や技術協力などの需要を定量化して、資金需要プログラムを作成する。
- ④ 開発基金や投資基金は、県庁や自治体政府から提出されてくる投資計画を、各分野の政策、協調融資の処理手順、基準や指標に従って評価し、協調融資の可能性を判断すると共に、国内外からの資金調達や技術協力の必要性を定量化して、大蔵省と各分野の筆頭省に通知する。

- ⑥ 県庁、自治体政府とその管下の公共機関は、大蔵省が定めた方針、基準や指標に従って、県開発計画（PDD）、地方自治体開発計画（PDM）や年間業務計画（POA）に対する県投資予算案や地方自治体投資予算案を作成する一方、それらの投資計画に対する資金需要プログラムを作成し、県議会や市議会の審議と承認を得た上で、大蔵省に送付すると共に、協調融資を要する場合は、その分野を担当している関係各省にも送付する。
- ⑦ 全ての公共投資計画は、概念的に確認された時点から、投資情報システムに登録される。大蔵省が管理する公共投資システムの一部である投資情報システムは、夫々の公共投資計画の計画年数や資金関係の情報の収集、編纂、保管や広報を行う手段であり、本システムへの登録は、公共投資プログラムに編入されるための不可欠条件をなす。
- ⑧ 各省は、管下の次官室や公共機関が準備した公共投資予算案と、省全体の公共投資予算案を整合し、国家社会経済開発総合計画との一貫性を確認した上で、大蔵省に送付する。更には、公共投資予算案に対する資金需要、及び、場合によっては、担当分野に関して県庁や地方自治体政府から提出されてきた資金需要を評価、優先化及び確定した上で、資金導入を手配するために、大蔵省に送付する。
- ⑨ 大蔵省は、各省、各県庁や各地方自治体政府から提出されてきた公共投資プログラムの優先度に従って、投資計画に対する国内外からの資金調達や技術協力などの需要を評価し、夫々の優先度を定めるために、全体資金の需要プログラム案を作成して関係各省に送付し、各省の回答を得た上で、資金需要プログラムを確立する。
- ⑩ 国際的な融資、無償資金協力や技術協力で、公共投資計画の資金需要を賄う場合、その交渉や契約は、大蔵省のみが行うことができる。大蔵省は、有償資金又は無償資金であるなしに関わらず、国の公共資金を束縛する国際融資や技術協力については、その融資や技術協力の受入機関と、場合によっては、外務・宗務省の参加を得た上で、資金需要プログラム（公共投資システム）、国庫統一経理システムや公共債務システムにもとづいて、外国の協力機関と交渉する。
- ⑪ 国際融資、無償資金協力や技術協力などの国際協力を導入する際は、具体的には下記の手順を踏むことになる。

- 1) 国際協力を必要としている公共投資の実施機関は、その必要性、計画書や申請書草案を作成し、部門の筆頭省に上申する。
- 2) 筆頭省は、上申されてきた一件書類の内容検討、評価、部門内の優先度の照合などを行い、国際協力を導入するに妥当な案件である場合は、大蔵省の公共投資・国際金融次官室に、該当書類と申請書を送付する。
- 3) 公共投資・国際金融次官室は、該当書類を公共投資システムにもとづいた資金需要プログラムと照合し、申請が適切なものである場合は、Carpeta de Negociacion（交渉ファイル）に編入し、国際協力の誘致について国際協力機関や外国政府などと交渉を始める。
- 4) 交渉が成立すれば、二国間の無償資金協力や無償供与の場合は、援助国の政府と当国の外務省の間で、協定書が取り交わされ、国際的な借款及び国際協力機関からの無償資金協力や無償供与の場合は、大蔵省と援助国政府又は国際協力機関との間で、協定書が取り交わされる。
- 5) 借款の場合の協定書は、国会の批准を取り付けなければならない。更に、実施機関の債務返済などの義務の遂行に関する契約書が、大蔵省と実施機関の間で取り交わされた上で、援助国や援助機関から振り込まれた資金が、実施機関に割当てられて行く。

1999年11月末現在の国際融資、無償資金協力や技術協力に関するリストは、添付資料-VI(表-58~59)を参照乞う。

公務員規約制度（案）

